

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年10月21日提出
【発行者名】	三菱UFJ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【電話番号】	03-6250-4740
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	三菱UFJ グローバルバランス（積極型） 三菱UFJ グローバルバランス（安定型） 三菱UFJ グローバルバランス（積極型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。 三菱UFJ グローバルバランス（安定型） 1兆円を上限とします。 該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

三菱UFJ グローバルバランス（積極型）

三菱UFJ グローバルバランス（安定型）

（以上を総称して、あるいは個別に「ファンド」（愛称を「未来地図」とします。）といいます。）

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、1兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

（5）【申込手数料】

申込価額（発行価格）×2.2%（税抜 2 %）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

「三菱UFJ グローバルバランス（積極型）」または「三菱UFJ グローバルバランス（安定型）」のいずれかのファンドを解約した受取金額をもって解約請求受付日当日に他方のファンドの取得申込みを行う場合（「スイッチング」といいます。）、申込手数料はかかりません。

（6）【申込単位】

販売会社が定める単位

申込単位は販売会社にご確認ください。

（7）【申込期間】

2022年10月22日から2023年10月23日まで

申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：営業日の9:00～17:00)

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

(11) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

三菱UFJ グローバルバランス（積極型）は、中長期的に信託財産の着実な成長を目標として運用を行います。

三菱UFJ グローバルバランス（安定型）は、中長期的に信託財産の安定的な成長を目標として運用を行います。

信託金の限度額は、各ファンドについて、2,500億円です。

*委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	M M F	インデックス型
		債券		
	海外	不動産投信	M R F	特殊型
		その他資産 ()		
追加型	内外	資産複合	E T F	()

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり ()	日経225	ブル・ペア型
一般	年2回					
大型株	年4回	日本				
中小型株	年6回 (隔月)	北米				
債券	年12回 (毎月)	欧州				
一般		アジア				
公債		オセアニア				
社債		中南米				
その他債券	日々	アフリカ				
クレジット	その他 ()	中近東 (中東)				
属性		エマージング				
()						
不動産投信						
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、債券)))						
資産複合 ()						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容に

については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信(リート)	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF(マネー・マネジメント・ファンド)	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF(マネー・リザーブ・ファンド)	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家(受益者)に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したもので

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

公債	信託約款において、日本国または各國の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。	
社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。	
その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。	
クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（B B B格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（B B格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。	
不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。	
その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。	
資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。	
決算頻度	<p>年1回</p> <p>年2回</p> <p>年4回</p> <p>年6回（隔月）</p> <p>年12回（毎月）</p> <p>日々</p> <p>その他</p>	<p>信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。</p> <p>信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。</p> <p>信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。</p> <p>信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。</p> <p>信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。</p> <p>信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。</p> <p>上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。</p>
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ペア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指標・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したもので

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

「三菱UFJ グローバルバランス(積極型)」

日本を含む世界の株式・債券を実質的な主要投資対象とし、中長期的な経済シナリオに基づき適切なアセットアロケーションを行うことにより、中長期的に着実な値上がり益の獲得をめざします。

「三菱UFJ グローバルバランス(安定型)」

日本を含む世界の株式・債券を実質的な主要投資対象とし、中長期的な経済シナリオに基づき適切なアセットアロケーションを行うことにより、中長期的に安定的な値上がり益の獲得をめざします。

ファンドの特色

特色1

日本を含む世界の株式・債券にバランスよく投資します。

マザーファンドを通じて「日本株式」、「日本債券」、「外国株式」、「外国債券」の4つの資産に分散投資を行います。

特色2

株式投資比率の異なる「積極型」と「安定型」の2つのファンドからお選びいただけます。

ファンド名	株式への基本資産配分	特徴
三菱UFJ グローバルバランス(積極型)	60%	安定性を重視しつつ、成長性も追求した運用を行います。
三菱UFJ グローバルバランス(安定型)	40%	安定性を重視した運用を行います。

○ 資産配分のイメージ図



*各ファンドの資産配分は、短期経済シナリオ、投資環境分析等により、原則、基本資産配分±変更限度幅の範囲内で決定されます。なお、上記の資産配分は、各マザーファンドへの投資比率を示したもので、

*中長期的な経済シナリオが変化したと判断した場合は、基本資産配分を見直すことがあります。

各ファンドは無手数料でスイッチング(乗換)が可能です。ただし、スイッチングの際に換金するファンドの基準価額から信託財産留保額(当該基準価額の0.3%)および税金が差し引かれます。

特色3

各ファンドの資産配分については、MU投資顧問株式会社の投資助言を受けます。

■ MU投資顧問株式会社

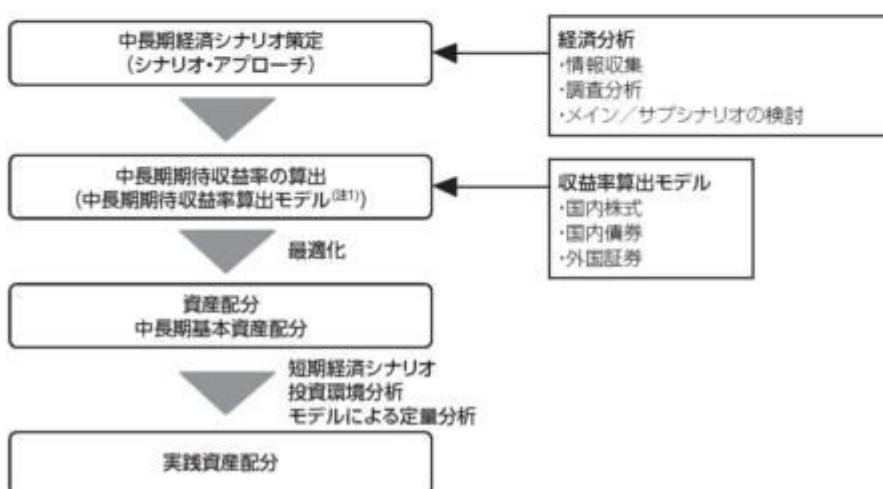
MUFGグループにおいて、年金資産(企業年金・公的年金等)の投資一任運用を中核業務とする資産運用会社。

1985年の創業以来、MUFGグループのグローバルな情報ネットワークを活用しつつ、徹底したファンダメンタルズ分析に基づいたアクティブ運用を行い、中長期的に市場を上回る投資成果をめざした運用を行っています。

*MU投資顧問株式会社は、有価証券投資における運用・営業等の関連機能を、2023年10月をめどに三菱UFJ国際投信株式会社へ統合する予定です。

* 投資助言者、投資助言の内容、投資助言の有無等については、変更する場合があります。

■ 資産配分の決定プロセス



(注1) 中長期期待收益率算出モデル

各経済シナリオ毎に定めた日米欧各国の経済成長率、インフレ、金融政策、経常収支等を基に、日米欧の各資産の期待收益率を算出します。最終的に各シナリオの生起確率で加重平均し、中長期の期待收益率を算出します。

「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)でご覧いただけます。

■「日本株式マザーファンド」の運用について

運用目標	東証株価指数(TOPIX) ^(注2) をベンチマーク ^(注3) とし中長期的に同指数を上回る投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	投資対象は国内の上場株式等です。外国株式への投資は行いません。
運用方法	徹底的なボトムアップによる銘柄選定を行います。銘柄選定にあたっては、主として企業の利益成長性に着目します。 業績動向やバリュエーション等の観点で一定の条件を満たす銘柄群の中から、企業訪問等による徹底的な調査を経て組入銘柄を決定します。 ポートフォリオの業種分散は東証株価指数(TOPIX)の業種比率を参考にしますが、各業種の利益成長性なども勘案して調整します。 株式組入比率は高位を維持することを基本とし、市況動向に合わせて比率を上下させることはしません。
運用プロセス	<pre> graph TD A[国内上場銘柄] --> B[第1次選別] B --> C[第2次選別] C --> D[ファンド組入] E["・サブセクター分析 ・業種内の相対的優位度 ・業種動向 ・バリュエーション など"] --> B F["・企業訪問等による調査"] --> C </pre>

(注2) 東証株価指数(TOPIX)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数组合及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX總研又は株式会社JPX總研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数组合、指数组合の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。

(注3) ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

■「日本債券マザーファンド」の運用について

運用目標	NOMURA-BPI総合インデックス ^(注4) をベンチマークとし、同指数を上回る投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	投資対象は国内の公社債・金融商品です。外貨建ての債券・金融商品への投資は行いません。
運用方法	ポートフォリオのデュレーション ^(注5) は、ベンチマークの平均を中心に調整します。デュレーション調整は主にファンダメンタルズ分析に基づく中期的な金利見通しに沿って行います。 組入債券の格付はA格相当以上(S&Pグローバル・レーティング、ムーディーズ・インベスター・サービス、格付投資情報センター、日本格付研究所のうちいずれかから取得)とします。 銘柄選定は信用リスクと金利スプレッドを定量的・定性的に分析して行います。
運用プロセス	<pre> graph TD A[デュレーション・コントロール] --> B[内外のファンダメンタルズ・マクロビュー] B --> C[金利見通し] C --> D[ポートフォリオのデュレーション決定] E[銘柄選定] --> F[個別銘柄分析・社内信用格付] E --> G[スプレッドの割安・割高判断] F --> H[個別銘柄選定] D --> I[ポートフォリオの構築] H --> I </pre>

(注4) NOMURA-BPI総合インデックスとは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスです。当該指数组合の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数组合の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数组合を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

(注5) デュレーションとは、債券の投資元本の回収に要する平均残存期間や金利感応度を意味する指標です。この値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。

■「外国株式マザーファンド」の運用について

ファンドの運用は、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッドに委託します。

*運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

運用目標	MSCI Kokusai Index(MSCIコクサイ インデックス)(円換算ベース) ^(注6) をベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	投資対象は日本を除く世界各国の株式です。
運用方法	運用担当者自らがポートフォリオ・リサーチによる銘柄選定重視のアクティブ運用を行います。地域配分・銘柄選定の双方より超過収益の獲得をめざしますが、より銘柄選定に比重を置いた運用を行います。外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。株式組入比率は高位を維持することを基本とします。
運用プロセス	<p>投資対象ユニバース MSCI ACWIを対象とした銘柄</p> <p>アイデア創出 ・アナリスト見通し ・ポートフォリオ・マネージャー見通し</p> <p>ファンダメンタル・リサーチ</p> <p>ポートフォリオ構成 (40-60%株式)</p> <ul style="list-style-type: none"> -投資対象ユニバース グローバル株式 (新興国含む) -チーム内外セブターフォーサー リストからの情報を活用 -3つの新規群(持続可能なビジネスモデル、健全な財務状況、積極的な配当政策)に 针对、全ての銘柄に针对 レポートを作成 銘柄をランク付け -日本銘柄の分析 ・新興国比率を10%以内に調整 ・リスク調整

(注6)MSCI Kokusai Index(MSCIコクサイ インデックス)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。

MSCI Kokusai Index(MSCIコクサイ インデックス)(円換算ベース)は、MSCI Kokusai Index(MSCIコクサイ インデックス)(米ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。

また、MSCI Kokusai Index(MSCIコクサイ インデックス)に対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
※MSCI ACWI(MSCI オール・カントリー・ワールド・インデックス)はMSCI Worldに新興国を加えたもので構成されています。

■「三菱UFJ 海外債券アクティブラザーファンド」の運用について

運用目標	FTSE世界国債インデックス(除く日本・円ベース) ^(注7) をベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	投資対象は日本を除く世界主要国の公社債です。
運用方法	運用にあたっては、各国のマクロ分析や金利予測に基づいて、カントリーアロケーション、デュレーションおよび残存構成のコントロール、利回り較差に着目した銘柄選定でアクティブに超過収益の獲得をめざします。さらに、ポートフォリオとベンチマークを比較分析することにより、リスクのチェックとコントロールを行います。組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。ただし、エクスポート・ポーリャーのコントロール等を目的として為替予約取引等を活用する場合があります。公社債の組入比率は高位(通常の状態で90%以上)を基本とします。
運用プロセス	<p>海外債券市場</p> <p>投資国・地域のマクロ分析 →</p> <p>金利分析 →</p> <p>投資対象企業のクレジット分析 →</p> <p>ファンドマネージャーによる投資判断 →</p> <p>投資国(通貨)と銘柄の決定 → 投資実行</p> <p>運用実績 → 運用評価</p> <p>外部機関からの情報 ←</p> <p>計量的手法によるリスク管理 ←</p>

(注7)FTSE世界国債インデックス(除く日本・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッドについて

■会社概要

ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッドは、ブラックロック・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)の英国現地法人であり、高い専門性に基づいた資産運用サービスを提供しています。

■リサーチ能力

運用と調査は不可分であるとの考えに基づき、運用担当者(ファンドマネジャー)は、調査担当者を兼任しています。株式投資においては、ファンドマネジャーが企業訪問等独自の調査を行い、この結果に基づいて、銘柄選定、業種配分、地域別配分等を決定します。

■運用哲学

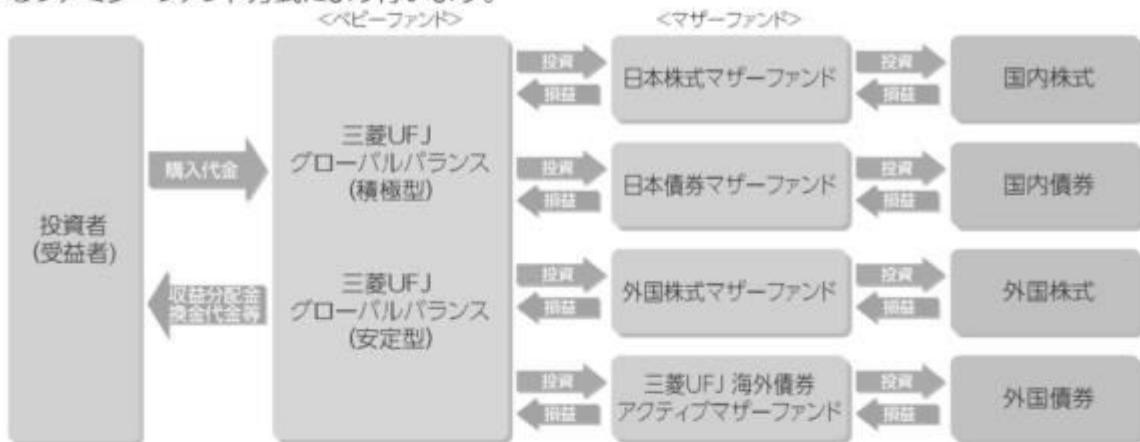
アクティブ運用に際して、超過収益の源泉は「市場の非効率的な点を見出し、これを資産配分と銘柄の選別に活用すること」にあると考え、徹底した独自の調査をします。

■グローバルな運用体制

外国株式の運用については、世界に展開するブラックロック・グループの調査活動により、世界全般の市場を対象として投資の機会を追求しています。

■ファンドの仕組み

運用は主に各マザーファンドへの投資を通じて、日本を含む世界の株式・債券へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



■主な投資制限

「三菱UFJ グローバルバランス(積極型)」

- ・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

「三菱UFJ グローバルバランス(安定型)」

- ・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

■分配方針

- ・年1回の決算時(7月22日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。
- ・分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ・分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

1998年12月2日

設定日、信託契約締結、運用開始

2001年4月2日	名称を「パートナーズ・グローバルバランス(積極型)」から「UFJパートナーズ・グローバルバランス(積極型)」に、「パートナーズ・グローバルバランス(安定型)」から「UFJパートナーズ・グローバルバランス(安定型)」に変更
2005年10月1日	ファンドの委託会社としての業務をユーエフジェイパートナーズ投信株式会社から三菱UFJ投信株式会社に承継 名称を「UFJパートナーズ・グローバルバランス(積極型)」から「三菱UFJ グローバルバランス(積極型)」に、「UFJパートナーズ・グローバルバランス(安定型)」から「三菱UFJ グローバルバランス(安定型)」に変更
2006年10月23日	投資対象である外国債券マザーファンドについて運用指図権限の委託を廃止
2019年10月22日	ファンドの投資対象に「三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド」を追加
2019年11月22日	ファンドの投資対象から「外国債券マザーファンド」を削除

(3)【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家(受益者)	お申込金 収益分配金、解約代金等	販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。
お申込金 収益分配金、解約代金等		受託会社(受託者) 三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託会社:日本マスター トラスト信託銀行株式会社)	信託財産の保管・管理等を行 います。
			委託会社(委託者) 三菱UFJ国際投信 株式会社 信託財産の運用の指図、受 益権の発行等を行います。
			再委託先 ブラックロック・インベスト メント・マネジメント (UK)リミテッド 委託会社から外国株式マザ ーファンドの運用の指図に關す る権限の委託を受け、運用の 指図を行います。
投資 損益			マザーファンド
投資 損益			有価証券等

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

委託会社と再委託先との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。
------------------------------------	--

委託会社の概況（2022年7月末現在）

- 金融商品取引業者登録番号

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号

- 設立年月日

1985年8月1日

- 資本金

2,000百万円

- 沿革

1997年5月

東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

2004年10月

東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

2005年10月

三菱投信株式会社とユーワフジエイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

2015年7月

三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更

- 大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

「三菱UFJ グローバルバランス（積極型）」

日本株式マザーファンド受益証券、日本債券マザーファンド受益証券、外国株式マザーファンド受益証券および三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか内外の株式・公社債に直接投資することがあります。

中長期的な経済シナリオに基づき、各マザーファンドおよび短期金融商品への適切なアセットアロケーションを行うことにより、中長期的に信託財産の着実な成長をめざします。

アセットアロケーションの見直しは適宜行います。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「三菱UFJ グローバルバランス（安定型）」

日本株式マザーファンド受益証券、日本債券マザーファンド受益証券、外国株式マザーファンド受益証券および三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか内外の株式・公社債に直接投資することがあります。

中長期的な経済シナリオに基づき、各マザーファンドおよび短期金融商品への適切なアセットアロケーションを行うことにより、中長期的に信託財産の安定的な成長をめざします。

アセットアロケーションの見直しは適宜行います。

株式以外の資産への実質投資割合（信託財産に属する株式以外の資産の時価総額と信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の総額に占める株式以外の資産の時価総額の割合を乗じて得た額との合計額が信託財産の総額に占める割合）は、原則として信託財産の総額の75%以下とします。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のもに限ります。)
 - a. 有価証券先物取引等
 - b. スワップ取引
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とする日本株式マザーファンド、日本債券マザーファンド、外国株式マザーファンドおよび三菱UFJ海外債券アクティブマザーファンド(「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。)の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. 資産の流動化に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。)
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.から12.の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16.において同じ。)で16.で定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16.において同じ。)または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
18. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
19. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
22. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

23. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

24. 外国の者に対する権利で23.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書ならびに13.および19.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに16.の証券ならびに13.および19.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.および15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)は、次に掲げるものとします。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

<マザーファンドの概要>

日本株式マザーファンド

(基本方針)

この投資信託は、中長期的に信託財産の成長をめざして運用を行います。

(運用方法)

投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

投資態度

ボトムアップ・アプローチによる銘柄選択を行います。銘柄選択の基準として、主として利益成長性に着目します。

業種配分は、東証株価指数(TOPIX)の業種比率を参考にしますが、各業種の予想利益成長率等を勘案して決定します。

株式組入比率は高位を維持することを基本とします。

東証株価指数(TOPIX)をベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果をめざして運用を行います。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(投資制限)

株式への投資割合に制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等を行うことができます。

スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

日本債券マザーファンド

(基本方針)

この投資信託は、中長期的に信託財産の成長をめざして運用を行います。

(運用方法)

投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

投資態度

ポートフォリオのデュレーション調整と銘柄選択による収益獲得をめざして運用を行います。

ポートフォリオのデュレーションはベンチマークの平均を中心とし、デュレーション調整は主としてファンダメンタルズ分析に基づく中期的な金利見通しに沿って行います。

銘柄選択は信用リスクと金利スプレッドを定量的・定性的に分析して行います。

NOMURA-BPI総合インデックスをベンチマークとし、同指数を上回る投資成果をめざして運用を行います。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(投資制限)

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等を行うことができます。

スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

外国株式マザーファンド**(基本方針)**

この投資信託は、中長期的に信託財産の成長を目標として運用を行います。

(運用方法)**投資対象**

外国の株式を主要投資対象とします。

投資態度

日本を除く世界主要国の株式に投資します。運用にあたってはMSCI Kokusai Index (MSCIコクサイ インデックス) (円換算ベース) をベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果をめざします。

企業訪問を含めた独自の調査に基づくアクティブ運用を行います。

超過収益の源泉は、地域配分・銘柄選択の双方におきます。

地域配分は、マクロ経済、市場・業種・個別銘柄の動向等の調査・分析を総合的に勘案し決定します。

銘柄選択の基準としては、経営資源の効率的活用の視点を重視します。

株式の組入比率は、高位を維持することを基本とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

運用の指図に関する権限は、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッドに委託します。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

(投資制限)

株式への投資割合に制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

有価証券先物取引等を行うことができます。

スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

外国為替予約取引は為替変動リスクを回避するため行うことができます。

三菱UFJ 海外債券アクティーブマザーファンド**(基本方針)**

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目標として運用を行います。

(運用方法)**投資対象**

わが国を除く世界主要国の公社債を主要投資対象とします。

投資態度

FTSE世界国債インデックス(除く日本・円ベース)をベンチマークとし、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。

運用にあたっては、各国のマクロ分析や金利予測に基づいて、カントリーアロケーション、デュレーションおよび残存構成のコントロール、利回り較差に着目した銘柄選択でアクティブに超過収益の獲得を目指します。さらに、ポートフォリオとベンチマークを比較分析することにより、リスクのチェックとコントロールを行います。

組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。ただし、エクスポートフォリオのコントロール等を目的として為替予約取引等を活用する場合があります。

公社債の組入比率は高位(通常の状態で90%以上)を基本とします。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

(投資制限)

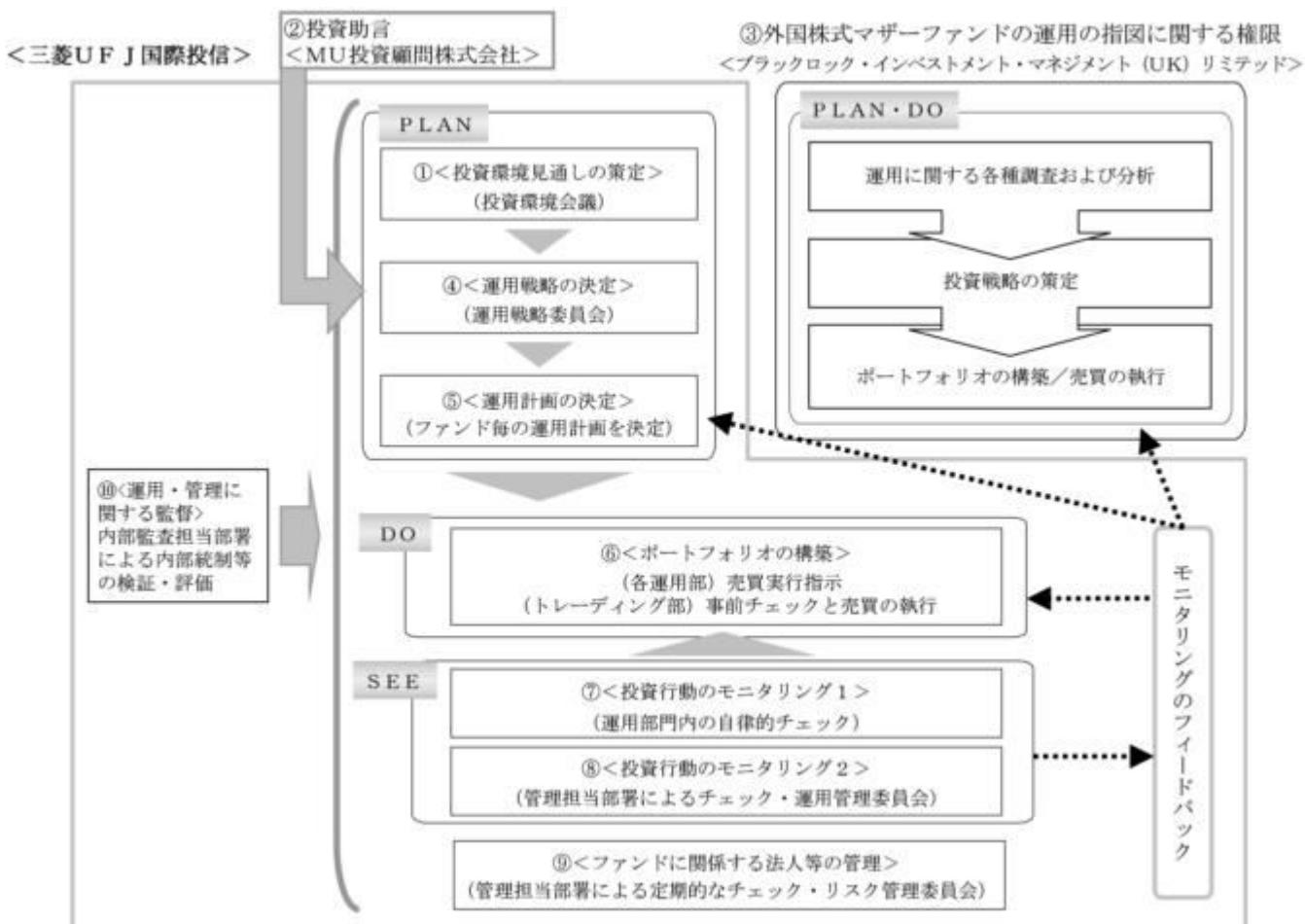
外貨建資産への投資に制限を設けません。

有価証券先物取引等は信託約款の範囲で行います。

スワップ取引は信託約款の範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引は信託約款の範囲で行います。

外国為替予約取引は信託約款の範囲で行います。

(3) 【運用体制】**投資環境見通しの策定**

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

投資助言

当ファンドは、MU投資顧問株式会社（「助言元」といいます。）から運用戦略または運用計画の立案に資する投資助言を受けています。

* MU投資顧問株式会社は、有価証券投資における運用・営業等の関連機能を、2023年10月をめどに三菱UFJ国際投信株式会社へ統合する予定です。

運用の指図に関する権限の委託

当ファンドは、日本株式マザーファンド、日本債券マザーファンド、外国株式マザーファンドおよび三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンドを主要投資対象としています。このうち外国株式マザーファンドについては、運用の指図に関する権限を、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド（「再委託先」といいます。）に委託しています。

再委託先は与えられた運用の指図に関する権限の範囲内で投資戦略を策定し、ポートフォリオの構築を行います。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通し、およびの投資助言に沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

委託会社の運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

再委託先の投資行動については、各運用部の担当ファンドマネジャーが日々再委託先の運用の適切性を確認しています。

投資行動のモニタリング2

委託会社では、運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）が、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて委託会社の運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。その内容は更に運用部門から再委託先に還元されます。

ファンドに関する法人等の管理

助言元、再委託先、受託会社等、ファンドの運営に関する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

(4)【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とし

ます。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

(5) 【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

三菱UFJ グローバルバランス(積極型)

株式

- a . 委託会社は、信託財産に属する株式(株式を組入可能な投資信託証券、新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。以下において同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の70以上となる投資の指図をしません。
- b . a .において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

三菱UFJ グローバルバランス(安定型)

株式

- a . 委託会社は、信託財産に属する株式(株式を組入可能な投資信託証券、新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。以下において同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。
- b . a .において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

外貨建資産

- a . 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産(外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます。以下において同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の50を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。
- b . a .において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

<ファンド共通>

新株引受権証券および新株予約権証券

- a . 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- b . a .において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

投資信託証券

- a . 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b . a .において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

同一銘柄の株式等

- a . 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属

する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- b . a .において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- c . 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- d . c .において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

同一銘柄の転換社債等

- a . 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b . a .において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

スワップ取引

- a . 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b . スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c . スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d . 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

信用取引

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b . a .の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1 . 信託財産に属する株券および新株引受権証書により取得する株券
 - 2 . 株式分割により取得する株券
 - 3 . 有償増資により取得する株券
 - 4 . 売出しにより取得する株券
 - 5 . 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 - 6 . 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5 . に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

外国為替予約取引

- a . 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

b . a .において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

資金の借入れ

a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b . 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

c . 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

投資する株式等の範囲

a . 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

b . a . の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

有価証券の貸付

a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1 . 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2 . 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

b . a . に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

c . 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

価格変動リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、また、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け株式や公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク

実質的な主要投資対象である海外の株式や公社債は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式や公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

留意事項

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。

投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の

下落要因となります。

- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。

（2）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、運用管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。運用管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

〔再委託先の管理体制〕

リスク管理およびコンプライアンスの機能は、運用部門から独立したコンプライアンスおよびオペレーション・リスク管理部門によって実施しております。同部門により、全てのファンドについて投資ガイドライン違反やリスク管理指標からの逸脱がないかどうかのチェックを行なっています。

また、このほかに、投資ガイドラインなどに関するチェックの機能としては、コンプライアンス・スクリーニング・システムにより売買執行前および執行後のモニタリングを行いチェックします。

〔委託会社における再委託先に対する確認体制〕

委託会社と再委託先の間で、再委託先がファンド運用コンセプトを維持し、適切に投資リスク管理が図られるよう運用指図権限委託契約として委託内容を定めています。また、委託会社は再委託先に対し定期的に書面による調査等を実施し、投資リスクに対する管理体制の確認を行っています。

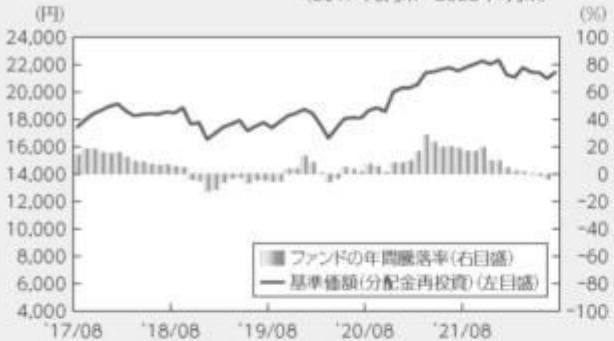
また、再委託先からの定期的なデ・タ還元を受け、ファンドのリスクの運営状況の確認を行っているほか、委託会社自身でもモニタリングし、投資リスクを管理しています。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

三菱UFJ グローバルバランス(積極型)

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移 (2017年8月末～2022年7月末)



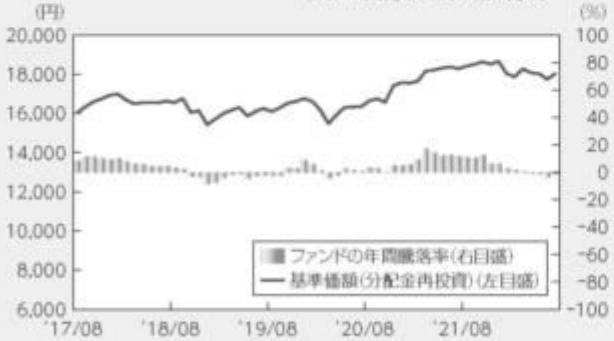
● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 (2017年8月末～2022年7月末)



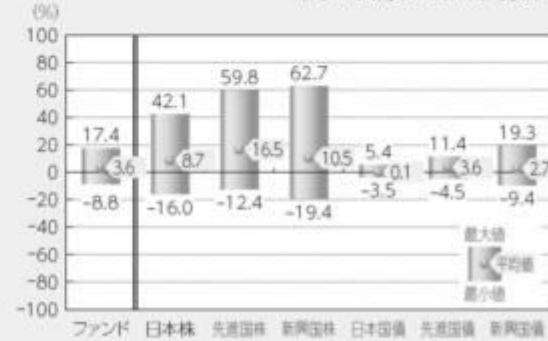
- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

三菱UFJ グローバルバランス(安定型)

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移 (2017年8月末～2022年7月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 (2017年8月末～2022年7月末)



- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指標について

資産クラス	指標名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指數値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX純研又は株式会社JPX純研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指數の算出、指數値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指數の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指數の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指數を用いて運用されるファンドの運用成績等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、JP.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指數で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指數の著作権はJP.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額(発行価格) × 2.2% (税抜 2%) を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。

再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

「三菱UFJ グローバルバランス(積極型)」または「三菱UFJ グローバルバランス(安定型)」のいずれかのファンドを解約した受取金額をもって解約請求受付日当日に他方のファンドの取得申込みを行う場合(「スイッチング」といいます。)、申込手数料はかかりません。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2)【換金(解約)手数料】

かかりません。

ただし、解約時に信託財産留保額(当該基準価額の0.3%)が差し引かれます。

換金(解約)手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3)【信託報酬等】

- 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.782%(税抜1.62%)の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)
上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期間の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.84%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.7%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.08%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

外国株式マザーファンドの再委託先が受ける報酬は、当該マザーファンドを投資対象とするファンドの委託会社が、当該ファンドに係る信託報酬のうち委託会社が受ける報酬から、毎年1月22日および7月22日から15営業日以内ならびに信託終了のときに支払われ、その報酬額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、当該マザーファンドの信託財産の純資産総額にマザーファンドの受益権総口数に占める当ファンドに属するマザーファンドの受益権口数の割合を乗じて得た額に年0.45%を乗じて得た金額とします。

(4) 【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（三菱UFJグローバルバランス（積極型）は、配当控除は適用されません。三菱UFJグローバルバランス（安定型）は、配当控除の適用があります。）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となつた場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2022年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

【三菱UFJ グローバルバランス（積極型）】

（1）【投資状況】

令和4年7月29日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	919,486,920	97.00
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		28,402,506	3.00
純資産総額		947,889,426	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和4年7月29日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	日本株式マザーファンド	83,063,644	4.4628	370,696,431	4.4571	370,222,967	39.06
日本	親投資信託受益証券	日本債券マザーファンド	188,326,239	1.4526	273,563,179	1.4574	274,466,660	28.96
日本	親投資信託受益証券	外国株式マザーファンド	48,450,534	3.7291	180,681,683	3.7317	180,802,857	19.07
日本	親投資信託受益証券	三菱UFJ 海外債券アクティブラザーファンド	26,922,475	3.4935	94,056,348	3.4913	93,994,436	9.92

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和4年7月29日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	97.00
合計	97.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年7月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第15計算期間末日 (平成25年 7月22日)	1,646,167,808	1,646,167,808	10,123	10,123
第16計算期間末日 (平成26年 7月22日)	1,278,092,567	1,320,670,043	10,506	10,856
第17計算期間末日 (平成27年 7月22日)	1,171,733,187	1,263,559,086	11,484	12,384
第18計算期間末日 (平成28年 7月22日)	1,026,077,768	1,026,077,768	10,285	10,285
第19計算期間末日 (平成29年 7月24日)	1,010,019,339	1,074,365,229	10,988	11,688
第20計算期間末日 (平成30年 7月23日)	1,009,099,424	1,040,369,746	11,295	11,645
第21計算期間末日 (令和 1年 7月22日)	917,638,257	917,638,257	10,747	10,747
第22計算期間末日 (令和 2年 7月22日)	887,943,913	908,131,737	10,996	11,246
第23計算期間末日 (令和 3年 7月26日)	901,766,552	977,406,635	11,922	12,922
第24計算期間末日 (令和 4年 7月22日)	953,680,213	953,680,213	11,809	11,809
令和 3年 7月末日	950,563,159		11,859	
8月末日	960,963,952		12,005	
9月末日	969,431,357		12,132	
10月末日	979,614,590		12,258	
11月末日	969,376,748		12,134	
12月末日	980,984,395		12,296	
令和 4年 1月末日	934,516,018		11,712	
2月末日	926,747,517		11,603	
3月末日	957,488,550		11,994	
4月末日	942,827,288		11,814	
5月末日	945,350,098		11,798	
6月末日	927,384,402		11,558	
7月末日	947,889,426		11,811	

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第15計算期間	0円
第16計算期間	350円
第17計算期間	900円

第18計算期間	0円
第19計算期間	700円
第20計算期間	350円
第21計算期間	0円
第22計算期間	250円
第23計算期間	1,000円
第24計算期間	0円

【收益率の推移】

	收益率(%)
第15計算期間	43.42
第16計算期間	7.24
第17計算期間	17.87
第18計算期間	10.44
第19計算期間	13.64
第20計算期間	5.97
第21計算期間	4.85
第22計算期間	4.64
第23計算期間	17.51
第24計算期間	0.94

(注)「收益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第15計算期間	89,976,538	400,986,727	1,626,232,708
第16計算期間	45,290,097	455,023,463	1,216,499,342
第17計算期間	66,788,729	263,000,299	1,020,287,772
第18計算期間	96,421,245	119,043,047	997,665,970
第19計算期間	32,782,505	111,221,474	919,227,001
第20計算期間	73,195,538	98,984,762	893,437,777
第21計算期間	48,160,145	87,730,809	853,867,113
第22計算期間	23,708,920	70,063,072	807,512,961
第23計算期間	34,499,913	85,612,039	756,400,835
第24計算期間	77,088,089	25,906,663	807,582,261

【三菱UFJ グローバルバランス(安定型)】

(1) 【投資状況】

令和 4年 7月29日現在

(単位：円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	717,586,390	97.01
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		22,153,673	2.99
純資産総額		739,740,063	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4年 7月29日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	日本債券マザーファンド	250,453,325	1.4526	363,809,345	1.4574	365,010,675	49.34
日本	親投資信託受益証券	日本株式マザーファンド	42,541,745	4.4628	189,855,300	4.4571	189,612,811	25.63
日本	親投資信託受益証券	外国株式マザーファンド	26,050,232	3.7292	97,146,526	3.7317	97,211,650	13.14
日本	親投資信託受益証券	三菱UFJ 海外債券アクティブラザーファンド	18,832,886	3.4936	65,794,714	3.4913	65,751,254	8.89

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 4年 7月29日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	97.01
合計	97.01

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なものの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年7月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

		純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第15計算期間末日	(平成25年 7月22日)	2,029,650,462	2,088,493,467	10,348	10,648
第16計算期間末日	(平成26年 7月22日)	1,672,227,984	1,719,439,591	10,626	10,926
第17計算期間末日	(平成27年 7月22日)	1,482,127,683	1,560,604,505	11,332	11,932
第18計算期間末日	(平成28年 7月22日)	1,345,188,880	1,345,188,880	10,739	10,739
第19計算期間末日	(平成29年 7月24日)	999,241,613	1,035,103,159	11,146	11,546
第20計算期間末日	(平成30年 7月23日)	912,853,855	928,951,435	11,342	11,542
第21計算期間末日	(令和 1年 7月22日)	853,850,082	853,850,082	11,036	11,036
第22計算期間末日	(令和 2年 7月22日)	807,548,775	814,769,018	11,185	11,285
第23計算期間末日	(令和 3年 7月26日)	757,426,668	802,658,069	11,722	12,422
第24計算期間末日	(令和 4年 7月22日)	738,350,117	738,350,117	11,511	11,511
	令和 3年 7月末日	785,912,401		11,682	
	8月末日	784,584,118		11,766	
	9月末日	786,269,081		11,824	
	10月末日	783,780,584		11,907	
	11月末日	772,484,239		11,833	
	12月末日	778,451,787		11,929	
	令和 4年 1月末日	752,050,720		11,519	
	2月末日	742,491,844		11,422	
	3月末日	756,505,138		11,675	
	4月末日	746,537,501		11,546	
	5月末日	744,866,500		11,522	
	6月末日	730,928,722		11,340	
	7月末日	739,740,063		11,522	

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第15計算期間	300円
第16計算期間	300円
第17計算期間	600円
第18計算期間	0円
第19計算期間	400円
第20計算期間	200円
第21計算期間	0円

第22計算期間	100円
第23計算期間	700円
第24計算期間	0円

【収益率の推移】

	収益率(%)
第15計算期間	27.58
第16計算期間	5.58
第17計算期間	12.29
第18計算期間	5.23
第19計算期間	7.51
第20計算期間	3.55
第21計算期間	2.69
第22計算期間	2.25
第23計算期間	11.05
第24計算期間	1.80

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第15計算期間	74,107,478	586,032,905	1,961,433,519
第16計算期間	91,621,202	479,334,456	1,573,720,265
第17計算期間	66,045,834	331,819,056	1,307,947,043
第18計算期間	77,469,084	132,758,208	1,252,657,919
第19計算期間	30,735,950	386,855,211	896,538,658
第20計算期間	50,639,800	142,299,424	804,879,034
第21計算期間	35,373,020	66,568,031	773,684,023
第22計算期間	22,489,898	74,149,556	722,024,365
第23計算期間	23,659,658	99,521,149	646,162,874
第24計算期間	47,483,859	52,218,227	641,428,506

(参考)

日本株式マザーファンド

投資状況

令和4年7月29日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
株式	日本	2,636,531,070	98.65
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		36,201,825	1.35
純資産総額		2,672,732,895	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

令和4年7月29日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	第一三共	医薬品	27,900	3,509.00	97,901,100	3,523.00	98,291,700	3.68
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	127,300	731.60	93,132,680	745.40	94,889,420	3.55
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	7,500	12,025.00	90,187,500	11,695.00	87,712,500	3.28
日本	株式	三井物産	卸売業	27,200	2,903.00	78,961,600	2,925.50	79,573,600	2.98
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	34,200	2,202.50	75,325,500	2,137.00	73,085,400	2.73
日本	株式	コナミグループ	情報・通信業	9,000	7,780.00	70,020,000	7,840.00	70,560,000	2.64
日本	株式	日立製作所	電気機器	9,800	6,859.00	67,218,200	6,704.00	65,699,200	2.46
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	1,300	45,260.00	58,838,000	46,010.00	59,813,000	2.24
日本	株式	ネクステージ	小売業	18,900	2,820.00	53,298,000	2,930.00	55,377,000	2.07
日本	株式	朝日インテック	精密機器	21,900	2,464.00	53,961,600	2,449.00	53,633,100	2.01
日本	株式	デンソー	輸送用機器	7,000	7,778.00	54,446,000	7,234.00	50,638,000	1.89
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	12,000	4,097.00	49,164,000	4,107.00	49,284,000	1.84
日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	600	80,210.00	48,126,000	80,200.00	48,120,000	1.80
日本	株式	富士フイルムホールディングス	化学	6,200	7,723.00	47,882,600	7,560.00	46,872,000	1.75
日本	株式	富士電機	電気機器	7,600	5,710.00	43,396,000	5,970.00	45,372,000	1.70
日本	株式	資生堂	化学	8,100	5,593.00	45,303,300	5,450.00	44,145,000	1.65
日本	株式	昭和電工	化学	19,800	2,223.00	44,015,400	2,216.00	43,876,800	1.64
日本	株式	サントリー食品インターナショナル	食料品	8,300	5,180.00	42,994,000	5,250.00	43,575,000	1.63
日本	株式	インターネットイニシアティブ	情報・通信業	8,100	5,220.00	42,282,000	5,370.00	43,497,000	1.63
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	5,600	7,760.00	43,456,000	7,764.00	43,478,400	1.63
日本	株式	三菱瓦斯化学	化学	21,400	1,974.00	42,243,600	1,924.00	41,173,600	1.54
日本	株式	オリンパス	精密機器	14,600	2,884.00	42,106,400	2,818.00	41,142,800	1.54
日本	株式	スクウェア・エニックス・ホールディングス	情報・通信業	6,600	6,450.00	42,570,000	6,160.00	40,656,000	1.52
日本	株式	S M C	機械	600	64,900.00	38,940,000	65,410.00	39,246,000	1.47
日本	株式	日本電産	電気機器	4,200	9,302.00	39,068,400	9,198.00	38,631,600	1.45

日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	6,800	5,482.00	37,277,600	5,605.00	38,114,000	1.43
日本	株式	ペイカレント・コンサルティング	サービス業	900	36,750.00	33,075,000	41,300.00	37,170,000	1.39
日本	株式	エヌ・ティ・ティ・データ	情報・通信業	18,300	1,996.00	36,526,800	2,002.00	36,636,600	1.37
日本	株式	ルネサスエレクトロニクス	電気機器	28,300	1,353.00	38,289,900	1,270.00	35,941,000	1.34
日本	株式	第一生命ホールディングス	保険業	14,400	2,322.00	33,436,800	2,303.00	33,163,200	1.24

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 4年 7月29日現在

種類	業種	投資比率(%)
株式	建設業	1.69
	食料品	2.12
	化学	11.23
	医薬品	4.97
	ガラス・土石製品	1.87
	機械	3.73
	電気機器	20.30
	輸送用機器	9.63
	精密機器	5.28
	陸運業	1.10
	情報・通信業	12.96
	卸売業	3.89
	小売業	5.88
	銀行業	6.32
	証券、商品先物取引業	1.00
	保険業	2.87
	不動産業	0.68
	サービス業	3.13
小計		98.65
合計		98.65

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

日本債券マザーファンド

投資状況

令和4年7月29日現在

(単位:円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率(%)
国債証券	日本	5,407,965,500	60.06
社債券	日本	3,304,832,000	36.71
	スイス	100,036,000	1.11
	小計	3,404,868,000	37.82
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		190,891,620	2.12
純資産総額		9,003,725,120	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

令和4年7月29日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第143回利付国債(20年)	190,000,000	113.77	216,164,900	114.16	216,904,000	1.600000	2033/3/20	2.41
日本	国債証券	第357回利付国債(10年)	210,000,000	99.74	209,460,300	100.25	210,539,700	0.100000	2029/12/20	2.34
日本	国債証券	第360回利付国債(10年)	210,000,000	99.43	208,815,600	100.00	210,000,000	0.100000	2030/9/20	2.33
日本	社債券	第6回マラヤン・バンキング	200,000,000	99.91	199,830,000	99.92	199,844,000	0.224000	2023/2/13	2.22
日本	社債券	第16回イオンフィナンシャルサービス	200,000,000	99.48	198,964,000	99.42	198,846,000	0.270000	2025/6/24	2.21
日本	国債証券	第140回利付国債(20年)	130,000,000	114.58	148,955,400	114.96	149,448,000	1.700000	2032/9/20	1.66
日本	国債証券	第356回利付国債(10年)	130,000,000	99.92	129,906,400	100.42	130,555,100	0.100000	2029/9/20	1.45
日本	国債証券	第128回利付国債(20年)	110,000,000	115.02	126,525,300	115.64	127,212,800	1.900000	2031/6/20	1.41
日本	国債証券	第148回利付国債(20年)	110,000,000	113.00	124,301,100	113.42	124,766,400	1.500000	2034/3/20	1.39
日本	国債証券	第67回利付国債(30年)	140,000,000	86.01	120,425,200	86.91	121,686,600	0.600000	2050/6/20	1.35
日本	国債証券	第352回利付国債(10年)	120,000,000	100.27	120,331,200	100.58	120,698,400	0.100000	2028/9/20	1.34
日本	国債証券	第355回利付国債(10年)	120,000,000	100.06	120,081,600	100.48	120,576,000	0.100000	2029/6/20	1.34
日本	国債証券	第149回利付国債(20年)	100,000,000	113.01	113,013,000	113.44	113,445,000	1.500000	2034/6/20	1.26

日本	社債券	第13回住友信託銀行(劣後特約付)	100,000,000	106.92	106,924,000	106.59	106,590,000	2.341000	2026/6/15	1.18
日本	社債券	第14回住友信託銀行劣後特約付	100,000,000	106.57	106,576,000	106.30	106,309,000	2.159000	2026/9/28	1.18
日本	国債証券	第54回利付国債(30年)	110,000,000	94.09	103,499,000	94.92	104,413,100	0.800000	2047/3/20	1.16
日本	国債証券	第58回利付国債(30年)	110,000,000	92.97	102,271,400	93.90	103,297,700	0.800000	2048/3/20	1.15
日本	社債券	第1回みずほフィナンシャルグループ	100,000,000	101.04	101,048,000	100.83	100,836,000	0.950000	2024/7/16	1.12
日本	国債証券	第162回利付国債(20年)	100,000,000	100.13	100,139,000	100.55	100,558,000	0.600000	2037/9/20	1.12
日本	社債券	第1回パークレイズ・ビーエルシー期限前償還条項付	100,000,000	100.54	100,543,000	100.54	100,544,000	1.232000	2024/9/25	1.12
日本	国債証券	第354回利付国債(10年)	100,000,000	100.16	100,165,000	100.52	100,529,000	0.100000	2029/3/20	1.12
日本	社債券	第16回Zホールディングス	100,000,000	100.51	100,513,000	100.47	100,477,000	0.600000	2025/6/11	1.12
日本	社債券	第30回SBIホールディングス	100,000,000	100.20	100,204,000	100.28	100,282,000	1.180000	2027/7/22	1.11
日本	社債券	第10回ロイズ・バンキング・グループ期限前償還条項付	100,000,000	99.96	99,962,000	100.13	100,137,000	1.247000	2028/5/26	1.11
日本	社債券	第75回アコム	100,000,000	100.06	100,068,000	100.06	100,066,000	0.309000	2023/2/28	1.11
スイス	社債券	UBSGROUP FUNDING(SWITZERLAND)	100,000,000	100.01	100,012,000	100.03	100,036,000	0.719000	2024/11/8	1.11
日本	社債券	第1回野村ホールディングス	100,000,000	100.01	100,014,000	100.01	100,018,000	0.300000	2023/9/4	1.11
日本	社債券	第1回明治安田生命2017基金	100,000,000	100.00	100,006,000	99.99	99,999,000	0.350000	2022/8/4	1.11
日本	社債券	第34回ソニー	100,000,000	99.95	99,955,000	99.98	99,989,000	0.130000	2024/10/10	1.11
日本	社債券	第16回エヌ・ティ・ティ・ファイナンス	100,000,000	99.91	99,911,000	99.91	99,918,000	0.180000	2025/12/19	1.11

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和4年7月29日現在

種類	投資比率(%)
国債証券	60.06
社債券	37.82
合計	97.88

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

外国株式マザーファンド

投資状況

令和4年7月29日現在

(単位:円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率(%)
株式	アメリカ	7,537,741,403	47.83
	イギリス	2,719,185,092	17.25
	フランス	1,906,469,001	12.10
	台湾	668,166,864	4.24
	デンマーク	481,960,305	3.06
	ポルトガル	407,562,413	2.59
	スペイン	375,282,126	2.38
	スイス	311,548,707	1.98
	スウェーデン	292,062,285	1.85
	オランダ	235,169,676	1.49
	インドネシア	176,772,450	1.12
	メキシコ	166,745,484	1.06
	シンガポール	163,599,729	1.04
小計		15,442,265,535	97.99
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		316,852,941	2.01
純資産総額		15,759,118,476	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

令和4年7月29日現在

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	16,689	35,650.11	594,964,726	37,207.55	620,956,804	3.94
フランス	株式	SANOFI	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	39,276	13,417.53	526,987,084	13,532.84	531,516,216	3.37
イギリス	株式	ASTRAZENECA PLC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフケイエンス	28,160	17,687.04	498,067,283	17,811.58	501,574,149	3.18

イギリス	株式	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	家庭用品・パーソナル用品	45,787	10,274.02	470,416,645	10,631.23	486,772,439	3.09
デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	30,920	15,484.06	478,767,382	15,587.33	481,960,305	3.06
アメリカ	株式	TELUS CORP	電気通信サービス	141,689	3,012.57	426,848,286	3,087.95	437,529,029	2.78
アメリカ	株式	INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	各種金融	30,085	13,389.65	402,827,822	13,805.60	415,341,524	2.64
アメリカ	株式	FIDELITY NATIONAL INFO SERV	ソフトウェア・サービス	30,221	13,314.27	402,370,707	13,586.18	410,588,166	2.61
ポルトガル	株式	EDP-ENERGIAS DE PORTUGAL SA	公益事業	602,942	635.19	382,984,537	675.95	407,562,413	2.59
アメリカ	株式	INTUIT INC	ソフトウェア・サービス	6,729	58,514.96	393,747,213	60,384.69	406,328,646	2.58
イギリス	株式	DIAGEO PLC	食品・飲料・タバコ	64,078	6,074.29	389,228,368	6,333.18	405,818,085	2.58
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	5,475	70,328.34	385,047,665	72,889.96	399,072,580	2.53
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	177,000	2,251.29	398,478,967	2,251.29	398,478,967	2.53
イギリス	株式	PRUDENTIAL PLC	保険	244,908	1,639.84	401,611,281	1,607.13	393,601,168	2.50
アメリカ	株式	M & T BANK CORP	銀行	16,655	22,778.70	379,379,318	23,407.33	389,849,129	2.47
アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフケイエンス	19,073	19,895.62	379,469,340	20,157.84	384,470,625	2.44
スペイン	株式	INDUSTRIA DE DISEÑO TEXTIL	小売	115,860	3,396.93	393,569,179	3,239.10	375,282,126	2.38
アメリカ	株式	TE CONNECTIVITY LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	20,374	16,790.34	342,086,447	17,664.87	359,904,067	2.28
アメリカ	株式	OTIS WORLDWIDE CORP	資本財	33,152	9,819.79	325,545,993	10,344.77	342,950,097	2.18
アメリカ	株式	ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	家庭用品・パーソナル用品	9,219	35,344.54	325,841,385	36,518.34	336,662,640	2.14
フランス	株式	SCHNEIDER ELECTRIC SE	資本財	18,179	17,211.14	312,881,495	18,490.31	336,135,527	2.13
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	ソフトウェア・サービス	11,669	29,101.33	339,583,488	28,449.82	331,980,990	2.11
フランス	株式	ESSILORLUXOTTICA	耐久消費財・アパレル	15,309	21,273.75	325,679,839	21,335.51	326,625,361	2.07
イギリス	株式	FERGUSON PLC	資本財	20,103	16,113.99	323,939,589	16,166.42	324,993,694	2.06
イギリス	株式	RELX PLC	商業・専門サービス	82,721	3,785.35	313,128,351	3,923.97	324,595,343	2.06
アメリカ	株式	MEDTRONIC PLC	ヘルスケア機器・サービス	25,367	12,149.89	308,206,478	12,581.99	319,167,510	2.03
アメリカ	株式	CITIZENS FINANCIAL GROUP	銀行	62,847	5,053.25	317,582,194	5,027.68	315,974,825	2.01
アメリカ	株式	ASSURANT INC	保険	13,531	22,719.47	307,417,227	23,173.11	313,555,372	1.99
スイス	株式	ZURICH INSURANCE GROUP AG	保険	5,401	57,427.13	310,163,944	57,683.52	311,548,707	1.98
アメリカ	株式	SYNCHRONY FINANCIAL	各種金融	70,788	4,391.62	310,874,354	4,396.36	311,209,716	1.97

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 4年 7月29日現在

種類	業種	投資比率(%)
株式	エネルギー	3.45
	素材	2.48
	資本財	8.49
	商業・専門サービス	2.06
	耐久消費財・アパレル	6.59
	メディア・娯楽	1.82
	小売	2.38
	食品・生活必需品小売り	1.06
	食品・飲料・タバコ	4.47
	家庭用品・パーソナル用品	5.23
	ヘルスケア機器・サービス	4.56
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	12.05
	銀行	6.64
	各種金融	4.61
	保険	6.46
	ソフトウェア・サービス	12.26
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.28
	電気通信サービス	4.27
	公益事業	2.59
	半導体・半導体製造装置	4.24
	小計	97.99
	合計	97.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なものの概要

該当事項はありません。

三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド

投資状況

令和 4年 7月29日現在
(単位：円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	23,458,859,073	48.16
	フランス	3,845,719,471	7.90
	ドイツ	2,715,191,436	5.57
	スペイン	2,128,044,369	4.37
	カナダ	2,093,965,002	4.30
	イタリア	2,027,745,555	4.16
	イギリス	1,846,368,171	3.79
	中国	1,250,798,230	2.57
	オーストラリア	1,229,271,846	2.52
	ベルギー	885,734,905	1.82
	メキシコ	812,982,252	1.67
	オランダ	782,867,274	1.61
	シンガポール	645,974,308	1.33
	アイルランド	379,512,184	0.78
	マレーシア	294,072,449	0.60
	イスラエル	218,906,882	0.45
	ポーランド	196,067,057	0.40
	ノルウェー	157,421,025	0.32
	スウェーデン	113,052,088	0.23
	小計	45,082,553,577	92.56
特殊債券	アメリカ	1,161,885,420	2.39
社債券	アメリカ	148,980,172	0.31
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		2,312,651,827	4.74
純資産総額		48,706,070,996	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4年 7月29日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
アメリカ	国債証券	2.875 T-NOTE 280815	20,000,000	13,369.50	2,673,901,453	13,552.49	2,710,498,547	2.875000	2028/8/15	5.57
アメリカ	国債証券	2 T-NOTE 250815	19,000,000	13,892.17	2,639,512,805	13,137.09	2,496,047,991	2.000000	2025/8/15	5.12
フランス	国債証券	0 O.A.T 320525	20,000,000	11,660.69	2,332,139,647	12,090.94	2,418,188,535	0.000000	2032/5/25	4.96
アメリカ	国債証券	1.875 T-NOTE 290228	18,000,000	12,623.54	2,272,237,833	12,795.31	2,303,156,067	1.875000	2029/2/28	4.73
アメリカ	国債証券	1.625 T-NOTE 260215	17,000,000	13,699.25	2,328,874,149	12,927.81	2,197,729,094	1.625000	2026/2/15	4.51

アメリカ	国債証券	2.875 T-NOTE 320515	14,000,000	13,373.33	1,872,267,355	13,684.99	1,915,899,922	2.875000	2032/5/15	3.93
ドイツ	国債証券	3.25 BUND 420704	10,000,000	18,575.96	1,857,596,400	19,148.43	1,914,843,375	3.250000	2042/7/4	3.93
アメリカ	国債証券	2.875 T-BOND 520515	14,500,000	12,471.15	1,808,317,509	13,032.98	1,889,782,427	2.875000	2052/5/15	3.88
アメリカ	国債証券	2.75 T-NOTE 240215	13,500,000	14,049.39	1,896,668,044	13,426.29	1,812,549,941	2.750000	2024/2/15	3.72
アメリカ	国債証券	0.125 T-NOTE 230915	13,000,000	13,253.70	1,722,981,078	13,045.07	1,695,859,896	0.125000	2023/9/15	3.48
イタリア	国債証券	0 ITALY GOVT 260401	12,300,000	13,657.40	1,679,861,013	12,701.63	1,562,301,296	0.000000	2026/4/1	3.21
アメリカ	国債証券	2 T-NOTE 221031	11,000,000	13,665.60	1,503,216,792	13,443.12	1,478,743,431	2.000000	2022/10/31	3.04
アメリカ	特殊債券	0.875 IBRD 300514	10,000,000	12,821.56	1,282,156,924	11,618.85	1,161,885,420	0.875000	2030/5/14	2.39
アメリカ	国債証券	3.25 T-BOND 420515	8,000,000	13,256.19	1,060,495,438	13,462.05	1,076,964,129	3.250000	2042/5/15	2.21
アメリカ	国債証券	3.125 T-BOND 430215	7,500,000	16,433.98	1,232,549,103	13,075.04	980,628,591	3.125000	2043/2/15	2.01
アメリカ	国債証券	1.75 T-NOTE 230515	7,000,000	13,697.91	958,853,952	13,330.59	933,141,759	1.750000	2023/5/15	1.92
スペイン	国債証券	2.35 SPAIN GOVT 330730	6,000,000	16,514.10	990,846,181	14,243.57	854,614,301	2.350000	2033/7/30	1.75
アメリカ	国債証券	4.75 T-BOND 410215	5,000,000	20,043.74	1,002,187,224	16,712.67	835,633,641	4.750000	2041/2/15	1.72
スペイン	国債証券	5.9 SPAIN GOVT 260730	5,000,000	17,692.45	884,622,640	16,401.58	820,079,044	5.900000	2026/7/30	1.68
カナダ	国債証券	0.25 CAN GOVT 230201	7,600,000	10,442.52	793,631,926	10,362.71	787,566,446	0.250000	2023/2/1	1.62
フランス	国債証券	1.25 O.A.T 360525	6,000,000	15,726.70	943,602,535	13,068.08	784,084,820	1.250000	2036/5/25	1.61
カナダ	国債証券	2.25 CAN GOVT 290601	7,300,000	10,574.05	771,906,122	10,284.92	750,799,574	2.250000	2029/6/1	1.54
イギリス	国債証券	1.75 GILT 490122	4,500,000	15,770.50	709,672,908	14,196.92	638,861,792	1.750000	2049/1/22	1.31
オーストラリア	国債証券	1.25 AUST GOVT 320521	7,000,000	7,559.17	529,142,124	7,880.99	551,669,634	1.250000	2032/5/21	1.13
オーストラリア	国債証券	2.75 AUST GOVT 240421	5,400,000	9,427.63	509,092,031	9,448.25	510,205,582	2.750000	2024/4/21	1.05
シンガポール	国債証券	1.625 SINGAPORGOV 310701	5,500,000	8,928.42	491,063,381	8,947.48	492,111,522	1.625000	2031/7/1	1.01
メキシコ	国債証券	8.5 MEXICAN BONOS 290531	70,000,000	665.52	465,870,500	654.98	458,491,640	8.500000	2029/5/31	0.94
カナダ	国債証券	2 CAN GOVT 511201	5,000,000	10,385.50	519,275,275	8,884.44	444,222,022	2.000000	2051/12/1	0.91
イギリス	国債証券	1.25 GILT 510731	3,500,000	12,892.50	451,237,668	12,420.27	434,709,683	1.250000	2051/7/31	0.89
ベルギー	国債証券	1 BEL GOVT 310622	3,000,000	12,838.77	385,163,302	13,472.84	404,185,329	1.000000	2031/6/22	0.83

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 4年 7月29日現在

種類	投資比率(%)
国債証券	92.56
特殊債券	2.39
社債券	0.31
合計	95.25

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なものの状況

該当事項はありません。

参考情報

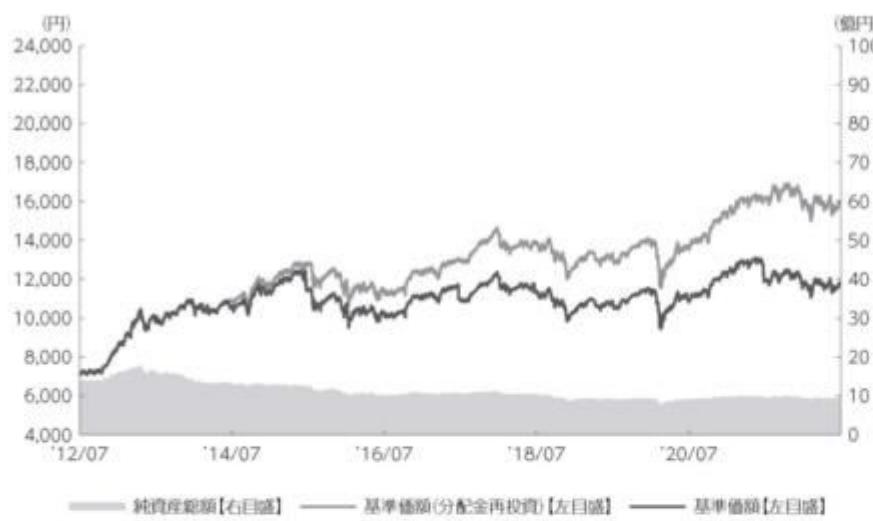


運用実績

2022年7月29日現在

三菱UFJグローバルバランス(積極型)

■基準価額・純資産の推移 2012年7月31日～2022年7月29日



■基準価額・純資産

基準価額	11,811円
純資産総額	9.4億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2022年7月	0円
2021年7月	1,000円
2020年7月	250円
2019年7月	0円
2018年7月	350円
2017年7月	700円
設定来累計	6,850円

・分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

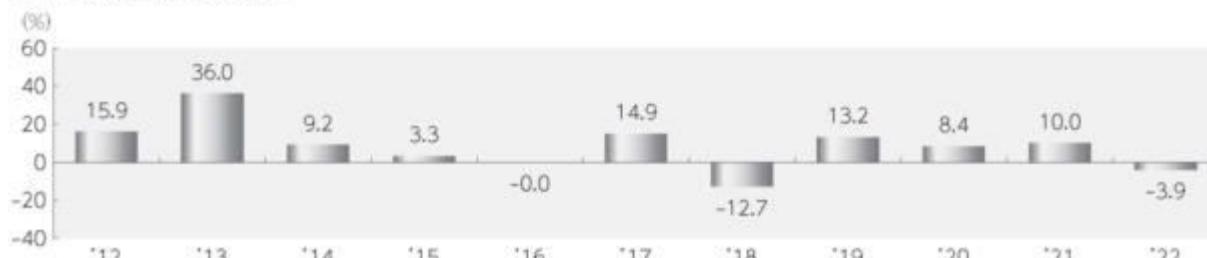
資産別構成	比率
国内株式	38.5%
国内債券	28.3%
外国株式	18.7%
外国債券	9.4%
コールローン他 (負債控除後)	5.1%
合計	100.0%

組入上位通貨	比率
1 円	71.2%
2 アメリカドル	14.6%
3 ユーロ	6.7%
4 イギリスポンド	3.3%
5 ニューヨークドル	0.8%
6 デンマーククローネ	0.6%
7 カナダドル	0.4%
8 スイスフラン	0.4%
9 スウェーデンクローネ	0.4%
10 メキシコペソ	0.4%

組入上位銘柄	種類	業種/ 業別	国・地域	比率
第一三共	株式	医薬品	日本	1.4%
三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	銀行業	日本	1.4%
ソニーグループ	株式	電気機器	日本	1.3%
三井物産	株式	卸売業	日本	1.2%
トヨタ自動車	株式	輸送用機器	日本	1.1%
第143回利付国債(20年)	債券	国債	日本	0.7%
第357回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.7%
第360回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.7%
第6回マラヤン・バンキング	債券	社債	日本	0.6%
第16回イオンフィナンシャルサービス	債券	社債	日本	0.6%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 投資信託証券(リートを含む)の組入れがある場合、株式に含めて表示
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- 国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの
- 「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

■年間收益率の推移

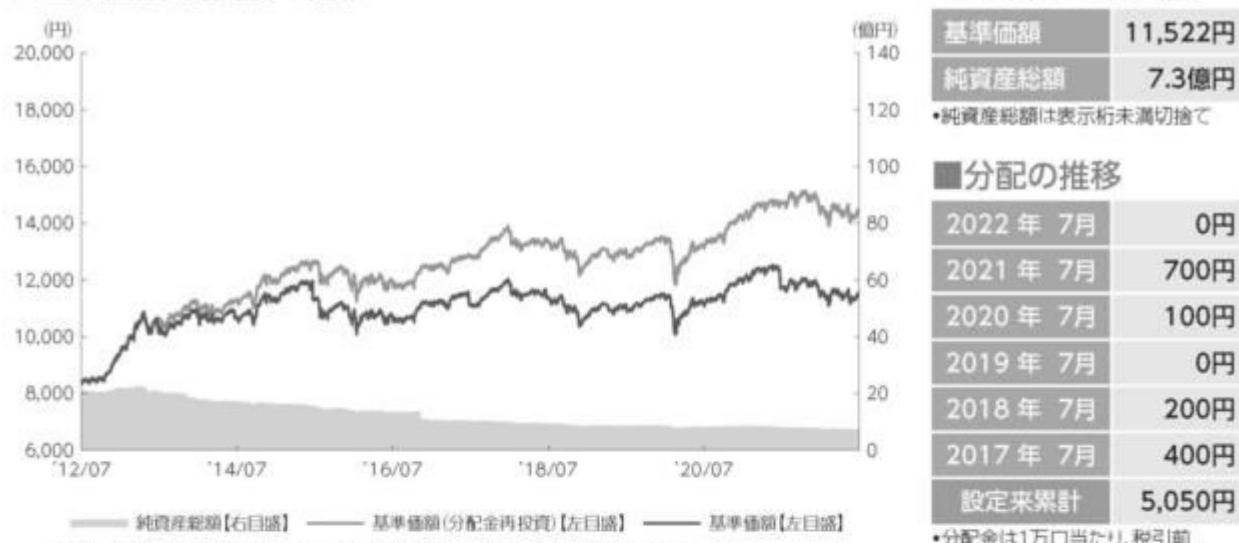


- 收益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2022年は年初から7月29日までの收益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

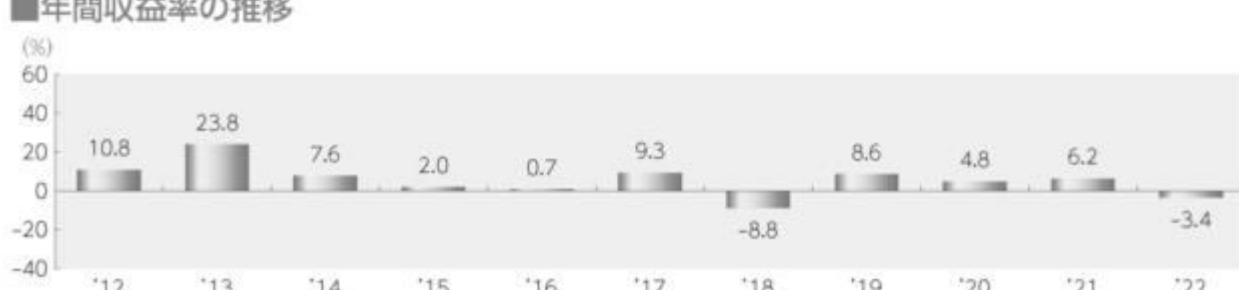
上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

三菱UFJグローバルバランス(安定型)

■基準価額・純資産の推移 2012年7月31日～2022年7月29日



■年間收益率の推移



上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
 運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位

販売会社が定める単位

申込価額

取得申込受付日の基準価額

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

申込手数料

申込価額（発行価格）×2.2%（税抜 2 %）を上限として販売会社が定める手数料率

スイッ칭ングの際には申込手数料はかかりません。

再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2 【換金（解約）手続等】**解約の受付**

原則として、いつでも解約の請求ができます。

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

解約単位

1口単位

解約価額

解約請求受付日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額

信託財産留保額

解約請求受付日の基準価額に0.3%をかけた額

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを見た後で、受取日となります。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】**(1)【資産の評価】****基準価額の算出方法**

基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数

なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）**・株式 / 上場投資信託証券 / 不動産投資信託証券**

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債 / 転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限（1998年12月2日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることができます。

（4）【計算期間】

毎年7月23日から翌年7月22日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・各ファンドについて、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（1カ月以上）内に委託会社に対して異議を述べることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3カ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

委託会社と再委託先との間で締結された契約は、契約締結の日から1年間とし、期間満了の6カ月前までに相手方に対し書面による契約終了の申し出がない限り、1年間自動的に延長されるものとし、その後もまた同様とします。

運用報告書

委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（令和3年7月27日から令和4年7月22日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【三菱UFJ グローバルバランス(積極型)】

(1) 【貸借対照表】

	(単位:円)	
	第23期 [令和3年7月26日現在]	第24期 [令和4年7月22日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	37,905,592	38,190,984
親投資信託受益証券	868,523,090	925,169,524
未収入金	80,687,438	-
流動資産合計	<u>987,116,120</u>	<u>963,360,508</u>
資産合計	987,116,120	963,360,508
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	75,640,083	-
未払解約金	853,984	1,600,076
未払受託者報酬	436,336	398,145
未払委託者報酬	8,399,553	7,664,203
未払利息	37	9
その他未払費用	19,575	17,862
流動負債合計	<u>85,349,568</u>	<u>9,680,295</u>
負債合計	85,349,568	9,680,295
純資産の部		
元本等		
元本	756,400,835	807,582,261
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	145,365,717	146,097,952
(分配準備積立金)	144,110,295	139,602,322
元本等合計	<u>901,766,552</u>	<u>953,680,213</u>
純資産合計	901,766,552	953,680,213
負債純資産合計	987,116,120	963,360,508

(2)【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第23期 自 令和 2年 7月23日 至 令和 3年 7月26日	第24期 自 令和 3年 7月27日 至 令和 4年 7月22日
営業収益		
受取利息	32	80
有価証券売買等損益	170,128,995	7,955,892
営業収益合計	170,129,027	7,955,972
営業費用		
支払利息	6,247	6,071
受託者報酬	849,349	828,725
委託者報酬	16,350,009	15,952,808
その他費用	38,104	37,179
営業費用合計	17,243,709	16,824,783
営業利益又は営業損失()	152,885,318	8,868,811
経常利益又は経常損失()	152,885,318	8,868,811
当期純利益又は当期純損失()	152,885,318	8,868,811
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	9,487,481	95,465
期首剩余金又は期首次損金()	80,430,952	145,365,717
剩余金増加額又は欠損金減少額	5,619,073	14,594,060
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	5,619,073	14,594,060
剩余金減少額又は欠損金増加額	8,442,062	4,897,549
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	8,442,062	4,897,549
分配金	75,640,083	-
期末剩余金又は期末欠損金()	145,365,717	146,097,952

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年7月22日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は令和3年7月27日から令和4年7月22日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第23期 [令和3年7月26日現在]	第24期 [令和4年7月22日現在]
1. 期首元本額	807,512,961円	756,400,835円
期中追加設定元本額	34,499,913円	77,088,089円
期中一部解約元本額	85,612,039円	25,906,663円
2. 受益権の総数	756,400,835口	807,582,261口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第23期 自 令和2年7月23日 至 令和3年7月26日	第24期 自 令和3年7月27日 至 令和4年7月22日																								
1. 運用に係る権限を委託するための費用 「外国株式マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、親投資信託の純資産総額に親投資信託の受益権総口数に占める当投資信託に属する受益権口数の割合に乘じて得た額に対し年10,000分の45の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1. 運用に係る権限を委託するための費用 「外国株式マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、親投資信託の純資産総額に親投資信託の受益権総口数に占める当投資信託に属する受益権口数の割合に乘じて得た額に対し年10,000分の45の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。																								
2. 分配金の計算過程	2. 分配金の計算過程																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>13,339,706円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>117,637,829円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>140,564,515円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	13,339,706円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	117,637,829円	収益調整金額	C	140,564,515円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>164,457,838円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	164,457,838円
項目																									
費用控除後の配当等収益額	A	13,339,706円																							
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	117,637,829円																							
収益調整金額	C	140,564,515円																							
項目																									
費用控除後の配当等収益額	A	円																							
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																							
収益調整金額	C	164,457,838円																							

第23期 自 令和 2年 7月23日 至 令和 3年 7月26日			第24期 自 令和 3年 7月27日 至 令和 4年 7月22日		
分配準備積立金額	D	88,772,843円	分配準備積立金額 当ファンドの分配対象収益額 当ファンドの期末残存口数 1万口当たり収益分配対象額 1万口当たり分配金額 収益分配金額	D	139,602,322円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	360,314,893円		E=A+B+C+D	304,060,160円
当ファンドの期末残存口数	F	756,400,835口		F	807,582,261口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,763円		G=E/F*10,000	3,765円
1万口当たり分配金額	H	1,000円		H	円
収益分配金額	I=F*H/10,000	75,640,083円		I=F*H/10,000	円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第23期 自 令和 2年 7月23日 至 令和 3年 7月26日	第24期 自 令和 3年 7月27日 至 令和 4年 7月22日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第23期 [令和3年7月26日現在]	第24期 [令和4年7月22日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第23期 [令和3年7月26日現在]	第24期 [令和4年7月22日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	130,257,536	4,481,806
合計	130,257,536	4,481,806

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第23期 [令和3年7月26日現在]	第24期 [令和4年7月22日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,1922円 (11,922円)	1,1809円 (11,809円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益 証券	三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド	26,953,152	94,163,531	
	日本株式マザーファンド	84,461,253	376,933,679	
	日本債券マザーファンド	188,212,026	273,396,788	
	外国株式マザーファンド	48,448,870	180,675,526	
合計		348,075,301	925,169,524	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三菱UFJ グローバルバランス(安定型)】

(1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	第23期 [令和3年7月26日現在]	第24期 [令和4年7月22日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	31,217,383	28,130,632
親投資信託受益証券	737,883,004	716,333,793
未収入金	44,499,839	304,640
流動資産合計	<u>813,600,226</u>	<u>744,769,065</u>
資産合計	813,600,226	744,769,065
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	45,231,401	-
未払解約金	3,461,092	72
未払受託者報酬	368,623	316,283
未払委託者報酬	7,095,888	6,088,418
未払利息	30	6
その他未払費用	16,524	14,169
流動負債合計	<u>56,173,558</u>	<u>6,418,948</u>
負債合計	56,173,558	6,418,948
純資産の部		
元本等		
元本	646,162,874	641,428,506
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	111,263,794	96,921,611
(分配準備積立金)	<u>90,590,511</u>	<u>83,832,489</u>
元本等合計	<u>757,426,668</u>	<u>738,350,117</u>
純資産合計	757,426,668	738,350,117
負債純資産合計	813,600,226	744,769,065

(2)【損益及び剩余金計算書】

(単位:円)

	第23期 自 令和 2年 7月23日 至 令和 3年 7月26日	第24期 自 令和 3年 7月27日 至 令和 4年 7月22日
営業収益		
受取利息	29	65
有価証券売買等損益	101,516,285	321,487
営業収益合計	101,516,314	321,422
営業費用		
支払利息	5,453	4,849
受託者報酬	732,849	663,097
委託者報酬	14,107,181	12,764,489
その他費用	32,852	29,717
営業費用合計	14,878,335	13,462,152
営業利益又は営業損失()	86,637,979	13,783,574
経常利益又は経常損失()	86,637,979	13,783,574
当期純利益又は当期純損失()	86,637,979	13,783,574
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	8,007,116	217,290
期首剩余金又は期首次損金()	85,524,410	111,263,794
剩余金増加額又は欠損金減少額	4,019,006	8,055,647
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	4,019,006	8,055,647
剩余金減少額又は欠損金増加額	11,679,084	8,831,546
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	11,679,084	8,831,546
分配金	45,231,401	-
期末剩余金又は期末欠損金()	111,263,794	96,921,611

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年7月22日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は令和3年7月27日から令和4年7月22日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第23期 [令和3年7月26日現在]	第24期 [令和4年7月22日現在]
1. 期首元本額	722,024,365円	646,162,874円
期中追加設定元本額	23,659,658円	47,483,859円
期中一部解約元本額	99,521,149円	52,218,227円
2. 受益権の総数	646,162,874口	641,428,506口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第23期 自 令和2年7月23日 至 令和3年7月26日	第24期 自 令和3年7月27日 至 令和4年7月22日																								
1. 運用に係る権限を委託するための費用 「外国株式マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、親投資信託の純資産総額に親投資信託の受益権総口数に占める当投資信託に属する受益権口数の割合に乘じて得た額に対し年10,000分の45の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 2. 分配金の計算過程	1. 運用に係る権限を委託するための費用 「外国株式マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、親投資信託の純資産総額に親投資信託の受益権総口数に占める当投資信託に属する受益権口数の割合に乘じて得た額に対し年10,000分の45の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 2. 分配金の計算過程																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>8,961,468円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>61,044,897円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>96,268,117円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	8,961,468円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	61,044,897円	収益調整金額	C	96,268,117円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>101,842,824円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	101,842,824円
項目																									
費用控除後の配当等収益額	A	8,961,468円																							
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	61,044,897円																							
収益調整金額	C	96,268,117円																							
項目																									
費用控除後の配当等収益額	A	円																							
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円																							
収益調整金額	C	101,842,824円																							

第23期 自 令和 2年 7月23日 至 令和 3年 7月26日			第24期 自 令和 3年 7月27日 至 令和 4年 7月22日		
分配準備積立金額	D	65,815,547円	分配準備積立金額 当ファンドの分配対象収益額 当ファンドの期末残存口数 1万口当たり収益分配対象額 1万口当たり分配金額 収益分配金額	D	83,832,489円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	232,090,029円		E=A+B+C+D	185,675,313円
当ファンドの期末残存口数	F	646,162,874口		F	641,428,506口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,591円		G=E/F*10,000	2,894円
1万口当たり分配金額	H	700円		H	円
収益分配金額	I=F*H/10,000	45,231,401円		I=F*H/10,000	円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第23期 自 令和 2年 7月23日 至 令和 3年 7月26日	第24期 自 令和 3年 7月27日 至 令和 4年 7月22日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第23期 [令和3年7月26日現在]	第24期 [令和4年7月22日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第23期 [令和3年7月26日現在]	第24期 [令和4年7月22日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	74,482,338	3,213,565
合計	74,482,338	3,213,565

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第23期 [令和3年7月26日現在]	第24期 [令和4年7月22日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,1722円 (11,722円)	1,1511円 (11,511円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益 証券	三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド	18,824,250	65,764,399	
	日本株式マザーファンド	42,565,981	189,963,460	
	日本債券マザーファンド	250,194,628	363,432,716	
	外国株式マザーファンド	26,057,390	97,173,218	
合計		337,642,249	716,333,793	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

日本株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[令和4年7月22日現在]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	70,753,242
株式	2,622,005,080
未収配当金	1,520,897
流動資産合計	2,694,279,219
資産合計	2,694,279,219
負債の部	
流動負債	
未払解約金	2,927,259
未払利息	17
流動負債合計	2,927,276
負債合計	2,927,276
純資産の部	
元本等	
元本	603,059,697
剰余金	
剰余金又は欠損金()	2,088,292,246
元本等合計	2,691,351,943
純資産合計	2,691,351,943
負債純資産合計	2,694,279,219

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和4年7月22日現在]
1. 期首	令和3年7月27日
期首元本額	570,088,083円
期中追加設定元本額	145,044,417円
期中一部解約元本額	112,072,803円
元本の内訳	
三菱UFJ 積立ファンド(日本バランス型)	283,086,963円
三菱UFJ グローバルバランス(積極型)	84,461,253円
三菱UFJ グローバルバランス(安定型)	42,565,981円
三菱UFJ グローバルバランスVA	1,967,167円
三菱UFJ 国内バランス20	98,866,679円

	[令和4年7月22日現在]
三菱UFJ <DC>グローバルバランス 20型	9,057,292円
三菱UFJ <DC>グローバルバランス 40型	28,494,815円
三菱UFJ <DC>グローバルバランス 60型	54,559,547円
合計	603,059,697円
2. 受益権の総数	603,059,697口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和3年7月27日 至 令和4年7月22日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号) 第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に 係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和4年7月22日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p> <p>上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としてあります。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項につ いての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	[令和4年7月22日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	55,924,140
合計	55,924,140

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[令和4年7月22日現在]
1口当たり純資産額	4.4628円
(1万口当たり純資産額)	(44,628円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位:円)

	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
1407	ウエストホールディングス	7,900	3,765.00	29,743,500	
1893	五洋建設	17,800	716.00	12,744,800	
2267	ヤクルト本社	1,600	7,900.00	12,640,000	
2587	サントリー食品インターナショナル	8,300	5,180.00	42,994,000	
4004	昭和電工	21,000	2,223.00	46,683,000	
4182	三菱瓦斯化学	21,400	1,974.00	42,243,600	
4185	J S R	8,700	3,695.00	32,146,500	

4369	トリケミカル研究所	10,300	2,232.00	22,989,600	
4612	日本ペイントホールディングス	19,200	1,057.00	20,294,400	
4901	富士フィルムホールディングス	6,200	7,723.00	47,882,600	
4911	資生堂	8,100	5,593.00	45,303,300	
4980	デクセリアルズ	2,700	3,900.00	10,530,000	
7988	ニフコ	2,900	3,345.00	9,700,500	
8113	ユニー・チャーム	4,300	4,949.00	21,280,700	
4516	日本新薬	1,400	8,300.00	11,620,000	
4565	そーせいグループ	16,200	1,305.00	21,141,000	
4568	第一三共	28,200	3,509.00	98,953,800	
3110	日東紡績	7,700	2,311.00	17,794,700	
5301	東海カーボン	11,900	1,056.00	12,566,400	
5344	MARUWA	800	16,620.00	13,296,000	
6273	S M C	600	64,900.00	38,940,000	
6383	ダイフク	1,400	8,630.00	12,082,000	
6407	C K D	7,400	1,851.00	13,697,400	
6481	T H K	7,900	2,770.00	21,883,000	
7013	I H I	3,600	3,540.00	12,744,000	
4062	イビデン	6,700	4,040.00	27,068,000	
6501	日立製作所	9,800	6,859.00	67,218,200	
6504	富士電機	7,600	5,710.00	43,396,000	
6506	安川電機	5,400	4,560.00	24,624,000	
6594	日本電産	4,200	9,302.00	39,068,400	
6723	ルネサスエレクトロニクス	28,300	1,353.00	38,289,900	
6758	ソニーグループ	7,500	12,025.00	90,187,500	
6762	T D K	3,900	4,245.00	16,555,500	
6787	マイコー	3,200	3,245.00	10,384,000	
6857	アドバンテスト	3,100	7,540.00	23,374,000	
6861	キーエンス	600	56,150.00	33,690,000	
6869	シスメックス	2,500	9,563.00	23,907,500	
6920	レーザーテック	700	18,480.00	12,936,000	
6967	新光電気工業	4,800	3,505.00	16,824,000	
7735	SCREENホールディングス	2,800	9,520.00	26,656,000	
8035	東京エレクトロン	1,300	45,260.00	58,838,000	
6201	豊田自動織機	3,400	8,230.00	27,982,000	
6902	デンソー	7,000	7,778.00	54,446,000	
7012	川崎重工業	11,600	2,584.00	29,974,400	
7202	いすゞ自動車	17,300	1,521.00	26,313,300	
7203	トヨタ自動車	34,200	2,202.50	75,325,500	
7269	スズキ	5,300	4,424.00	23,447,200	
7270	SUBARU	8,400	2,359.00	19,815,600	
7282	豊田合成	4,100	2,282.00	9,356,200	

4543	テルモ	7,000	4,523.00	31,661,000	
7733	オリンパス	14,600	2,884.00	42,106,400	
7741	H O Y A	1,100	13,305.00	14,635,500	
7747	朝日インテック	21,900	2,464.00	53,961,600	
9020	東日本旅客鉄道	1,600	6,684.00	10,694,400	
9022	東海旅客鉄道	300	15,075.00	4,522,500	
9143	S G ホールディングス	5,400	2,596.00	14,018,400	
1973	N E C ネッツエスアイ	13,400	1,992.00	26,692,800	
3769	G M Oペイメントゲートウェイ	2,000	10,550.00	21,100,000	
3774	インターネットイニシアティブ	8,100	5,220.00	42,282,000	
3994	マネーフォワード	3,600	3,240.00	11,664,000	
4443	S a n s a n	14,100	1,236.00	17,427,600	
7518	ネットワンシステムズ	5,100	3,185.00	16,243,500	
9613	エヌ・ティ・ティ・データ	18,300	1,996.00	36,526,800	
9684	スクウェア・エニックス・ホールディングス	6,600	6,450.00	42,570,000	
9766	コナミグループ	9,300	7,780.00	72,354,000	
9984	ソフトバンクグループ	6,800	5,482.00	37,277,600	
8001	伊藤忠商事	6,300	3,877.00	24,425,100	
8031	三井物産	27,200	2,903.00	78,961,600	
3186	ネクステージ	18,900	2,820.00	53,298,000	
3563	F O O D & L I F E C O M P A N I E	7,000	2,547.00	17,829,000	
7532	パン・パシフィック・インターナショナルホール	10,900	2,130.00	23,217,000	
8252	丸井グループ	5,400	2,367.00	12,781,800	
9983	ファーストリテイリング	700	80,210.00	56,147,000	
8306	三菱UFJフィナンシャル・グループ	130,800	731.60	95,693,280	
8316	三井住友フィナンシャルグループ	12,000	4,097.00	49,164,000	
8354	ふくおかフィナンシャルグループ	10,500	2,323.00	24,391,500	
8473	S B I ホールディングス	10,000	2,678.00	26,780,000	
8750	第一生命ホールディングス	14,400	2,322.00	33,436,800	
8766	東京海上ホールディングス	5,600	7,760.00	43,456,000	
8801	三井不動産	6,100	2,908.00	17,738,800	
2413	エムスリー	1,700	4,032.00	6,854,400	
4293	セブテニ・ホールディングス	33,000	506.00	16,698,000	
4751	サイバーエージェント	5,500	1,387.00	7,628,500	
6532	ベイカレント・コンサルティング	900	36,750.00	33,075,000	
8876	リログループ	6,200	2,116.00	13,119,200	
合 計		863,500		2,622,005,080	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

日本債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[令和4年 7月22日現在]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	148,782,827
国債証券	5,343,795,000
社債券	3,406,008,000
未収利息	17,628,089
前払費用	703,279
流動資産合計	8,916,917,195
資産合計	8,916,917,195
負債の部	
流動負債	
未払解約金	2,897,860
未払利息	36
流動負債合計	2,897,896
負債合計	2,897,896
純資産の部	
元本等	
元本	6,136,780,370
剰余金	
剰余金又は欠損金()	2,777,238,929
元本等合計	8,914,019,299
純資産合計	8,914,019,299
負債純資産合計	8,916,917,195

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和4年 7月22日現在]
1. 期首	令和3年 7月27日
期首元本額	5,915,289,845円
期中追加設定元本額	904,387,159円
期中一部解約元本額	682,896,634円
元本の内訳	
三菱UFJ DC金利連動アロケーション型バランスファンド	2,849,372,265円
三菱UFJ 日本債券ファンドF(適格機関投資家限定)	54,688,568円
三菱UFJ グローバルバランス(積極型)	188,212,026円
三菱UFJ グローバルバランス(安定型)	250,194,628円
三菱UFJ グローバルバランスVA	11,648,091円
三菱UFJ 国内バランス20	993,139,793円
三菱UFJ <DC>日本債券ファンド	1,339,390,897円
三菱UFJ <DC>グローバルバランス 20型	159,390,482円
三菱UFJ <DC>グローバルバランス 40型	169,944,014円
三菱UFJ <DC>グローバルバランス 60型	120,799,606円
合計	6,136,780,370円
2. 受益権の総数	6,136,780,370口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和3年 7月27日 至 令和4年 7月22日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づいております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に 係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 4年 7月22日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	[令和 4年 7月22日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	295,605,500
社債券	20,259,000
合計	315,864,500

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

	[令和4年7月22日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,4526円 (14,526円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第5回利付国債(40年)	70,000,000	83,618,500	
	第7回利付国債(40年)	40,000,000	44,638,800	
	第10回利付国債(40年)	70,000,000	62,636,700	
	第11回利付国債(40年)	70,000,000	60,370,100	
	第14回利付国債(40年)	60,000,000	49,096,800	
	第15回利付国債(40年)	10,000,000	8,923,200	
	第350回利付国債(10年)	20,000,000	20,073,200	
	第352回利付国債(10年)	120,000,000	120,331,200	
	第353回利付国債(10年)	70,000,000	70,156,100	
	第354回利付国債(10年)	100,000,000	100,165,000	
	第355回利付国債(10年)	120,000,000	120,081,600	
	第356回利付国債(10年)	130,000,000	129,906,400	
	第357回利付国債(10年)	210,000,000	209,460,300	
	第360回利付国債(10年)	210,000,000	208,815,600	
	第361回利付国債(10年)	60,000,000	59,602,200	
	第23回利付国債(30年)	50,000,000	63,329,500	
	第26回利付国債(30年)	30,000,000	37,781,400	
	第28回利付国債(30年)	30,000,000	38,375,100	
	第30回利付国債(30年)	50,000,000	62,678,500	
	第31回利付国債(30年)	20,000,000	24,746,600	
	第32回利付国債(30年)	40,000,000	50,172,800	
	第33回利付国債(30年)	40,000,000	48,182,400	
	第34回利付国債(30年)	50,000,000	61,964,500	
	第36回利付国債(30年)	60,000,000	72,411,600	
	第37回利付国債(30年)	40,000,000	47,554,400	
	第38回利付国債(30年)	10,000,000	11,699,800	
	第39回利付国債(30年)	50,000,000	59,424,000	

第42回利付国債(30年)	30,000,000	34,442,400
第44回利付国債(30年)	30,000,000	34,401,600
第46回利付国債(30年)	50,000,000	55,229,000
第47回利付国債(30年)	20,000,000	22,466,400
第49回利付国債(30年)	30,000,000	32,367,900
第50回利付国債(30年)	50,000,000	47,586,500
第53回利付国債(30年)	20,000,000	18,006,600
第54回利付国債(30年)	110,000,000	103,499,000
第58回利付国債(30年)	110,000,000	102,271,400
第60回利付国債(30年)	90,000,000	85,218,300
第61回利付国債(30年)	30,000,000	26,938,200
第67回利付国債(30年)	140,000,000	120,425,200
第69回利付国債(30年)	30,000,000	26,430,300
第72回利付国債(30年)	40,000,000	34,999,600
第74回利付国債(30年)	10,000,000	9,459,100
第113回利付国債(20年)	50,000,000	57,085,000
第114回利付国債(20年)	70,000,000	80,143,700
第116回利付国債(20年)	50,000,000	57,798,000
第118回利付国債(20年)	50,000,000	57,225,500
第121回利付国債(20年)	30,000,000	34,202,400
第123回利付国債(20年)	80,000,000	92,795,200
第125回利付国債(20年)	70,000,000	82,081,300
第128回利付国債(20年)	110,000,000	126,525,300
第137回利付国債(20年)	20,000,000	22,880,000
第140回利付国債(20年)	100,000,000	114,531,000
第141回利付国債(20年)	50,000,000	57,352,500
第143回利付国債(20年)	190,000,000	216,164,900
第145回利付国債(20年)	80,000,000	91,971,200
第146回利付国債(20年)	60,000,000	69,067,200
第147回利付国債(20年)	40,000,000	45,633,600
第148回利付国債(20年)	110,000,000	124,301,100
第149回利付国債(20年)	100,000,000	113,013,000
第150回利付国債(20年)	80,000,000	89,532,800
第152回利付国債(20年)	40,000,000	43,800,800
第153回利付国債(20年)	70,000,000	77,492,800
第154回利付国債(20年)	70,000,000	76,615,700
第155回利付国債(20年)	70,000,000	74,772,600
第157回利付国債(20年)	50,000,000	47,925,000
第158回利付国債(20年)	60,000,000	59,802,000
第159回利付国債(20年)	60,000,000	60,521,400
第160回利付国債(20年)	80,000,000	81,626,400
第162回利付国債(20年)	100,000,000	100,139,000

第164回利付国債(20年)	80,000,000	78,517,600
第166回利付国債(20年)	70,000,000	70,459,900
第167回利付国債(20年)	50,000,000	48,635,500
第169回利付国債(20年)	90,000,000	84,176,100
第172回利付国債(20年)	90,000,000	84,693,600
第176回利付国債(20年)	90,000,000	85,065,300
第179回利付国債(20年)	40,000,000	37,511,600
第180回利付国債(20年)	20,000,000	19,798,200
国債証券 合計	5,090,000,000	5,343,795,000
社債券	第35回フランス相互信用連合銀行	100,000,000
	第9回ビー・ピー・シー・イー・エス・エ一期限前償還条項付	100,000,000
	第6回マラヤン・バンキング	200,000,000
	第1回バークレイズ・ピーエルシー期限前償還条項付	100,000,000
	第10回ロイズ・バンキング・グループ期限前償還条項付	100,000,000
	第3回ソシエテ ジェネラル円貨社債(2018)	100,000,000
	UBS GROUP FUNDING (SWITZERLAND)	100,000,000
	第14回セブン&アイ・ホールディングス	100,000,000
	第16回Zホールディングス	100,000,000
	第19回Zホールディングス	100,000,000
	第15回楽天グループ	100,000,000
	第34回ソニー	100,000,000
	第43回IHI	100,000,000
	第15回JA三井リース	100,000,000
	第1回明治安田生命2017基金	100,000,000
	第9回三井住友トラスト・パナソニックファイナンス	100,000,000
	第1回日本生命2019基金	100,000,000
	第1回明治安田生命2019基金	100,000,000
	第1回日本生命2021基金劣後特約付	100,000,000
	第13回住友信託銀行(劣後特約付)	100,000,000
	第14回住友信託銀行劣後特約付	100,000,000
	第1回みずほフィナンシャルグループ	100,000,000
	第16回エヌ・ティ・ティ・ファイナンス	100,000,000
	第30回SB-Iホールディングス	100,000,000
	第16回イオンフィナンシャルサービス	200,000,000
	第75回アコム	100,000,000
	第79回アコム	100,000,000
	第1回野村ホールディングス	100,000,000
	第2回ソフトバンク	100,000,000
	第8回ソフトバンク	100,000,000

第1回関西電力利払繰延・期限前償還条項・劣後特約付	100,000,000	99,262,000	
第482回九州電力	100,000,000	99,885,000	
社債券 合計	3,400,000,000	3,406,008,000	
合計	8,490,000,000	8,749,803,000	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

外国株式マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

[令和4年7月22日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	336,134,757
コール・ローン	120,941,087
株式	15,433,436,125
派生商品評価勘定	1,589,687
未収入金	240,445,111
未収配当金	24,143,695
流動資産合計	16,156,690,462
資産合計	16,156,690,462
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,520,305
未払金	504,606,250
未払解約金	2,181,097
未払利息	29
流動負債合計	508,307,681
負債合計	508,307,681
純資産の部	
元本等	
元本	4,196,132,658
剰余金	
剰余金又は欠損金()	11,452,250,123
元本等合計	15,648,382,781
純資産合計	15,648,382,781
負債純資産合計	16,156,690,462

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。 投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和4年 7月22日現在]
1. 期首	令和3年 7月27日
期首先元本額	4,074,750,879円
期中追加設定元本額	345,104,084円
期中一部解約元本額	223,722,305円
元本の内訳	
三菱UFJ D C 金利連動アロケーション型バランスファンド	566,058,095円
三菱UFJ グローバルバランス(積極型)	48,448,870円
三菱UFJ グローバルバランス(安定型)	26,057,390円
三菱UFJ グローバルバランスVA	1,203,170円
三菱UFJ <DC>海外株式オープン	3,499,742,944円
三菱UFJ <DC>グローバルバランス 20型	5,418,374円
三菱UFJ <DC>グローバルバランス 40型	17,647,283円
三菱UFJ <DC>グローバルバランス 60型	31,556,532円
合計	4,196,132,658円
2. 受益権の総数	4,196,132,658口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和3年 7月27日 至 令和4年 7月22日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づいております。

区分	自 令和 3年 7月27日 至 令和 4年 7月22日
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に 係るリスク	<p>当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。</p> <p>当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。</p> <p>当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。</p> <p>また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p> <p>当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。</p>

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 4年 7月22日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p> <p>上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項につ いての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

[令和 4年 7月22日現在]

種類	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	680,229,350
合計	680,229,350

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

[令和4年7月22日現在]

区分	種類	契約額等(円)	時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超	
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建	1,291,093	1,280,014	11,079
		182,760,551	181,251,325	1,509,226
		182,760,551	181,179,687	1,580,864
	売建 アメリカドル イギリスポンド	1,291,093	1,282,270	8,823
		368,103,288	364,993,296	69,382

(注)時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ)当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(ロ)当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[令和4年7月22日現在]
1口当たり純資産額	3,7292円
(1万口当たり純資産額)	(37,292円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位:円)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	BAKER HUGHES CO	65,571	24.92	1,634,029.32	
	CHEVRON CORP	7,634	145.40	1,109,983.60	
	WILLIAMS COS INC	37,087	32.41	1,201,989.67	
	INTL FLAVORS & FRAGRANCES	8,999	122.33	1,100,847.67	
	OTIS WORLDWIDE CORP	33,152	72.95	2,418,438.40	
	COMCAST CORP-CLASS A	54,125	42.27	2,287,863.75	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	22,777	93.59	2,131,699.43	
	ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	9,219	262.57	2,420,632.83	
	MEDTRONIC PLC	25,367	90.26	2,289,625.42	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	5,475	522.46	2,860,468.50	
	ABBVIE INC	18,206	147.75	2,689,936.50	
	CITIZENS FINANCIAL GROUP	62,847	37.54	2,359,276.38	
	M & T BANK CORP	16,655	169.22	2,818,359.10	
	INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	30,085	99.47	2,992,554.95	
	SYNCHRONY FINANCIAL	67,414	32.66	2,201,741.24	
	ASSURANT INC	13,531	168.78	2,283,762.18	
	FIDELITY NATIONAL INFO SERV	30,221	98.91	2,989,159.11	
	INTUIT INC	6,729	434.70	2,925,096.30	
	MICROSOFT CORP	16,689	264.84	4,419,914.76	
	PAYCHEX INC	9,434	122.05	1,151,419.70	
	VISA INC-CLASS A SHARES	11,669	216.19	2,522,721.11	
	TE CONNECTIVITY LTD	18,024	124.82	2,249,755.68	
	TELUS CORP	141,689	22.38	3,170,999.82	
アメリカドル 小計		712,599		54,230,275.42 (7,447,986,026)	
イギリスポンド	BAE SYSTEMS PLC	123,245	7.83	965,254.84	
	FERGUSON PLC	20,103	98.34	1,976,929.02	
	TAYLOR WIMPEY PLC	1,080,812	1.25	1,360,742.30	
	DIAGEO PLC	64,078	37.07	2,375,371.46	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	45,787	62.70	2,870,844.90	
	ASTRAZENECA PLC	28,160	107.94	3,039,590.40	
	PRUDENTIAL PLC	232,739	10.02	2,332,044.78	
イギリスポンド 小計		1,594,924		14,920,777.70 (2,455,960,009)	

スイスフラン	ZURICH INSURANCE GROUP AG	5,109	407.00	2,079,363.00	
	スイスフラン 小計	5,109		2,079,363.00 (295,331,926)	
シンガポールドル	DBS GROUP HOLDINGS LTD	52,700	30.67	1,616,309.00	
	シンガポールドル 小計	52,700		1,616,309.00 (159,642,839)	
スウェーデンクローネ	EPIROC AB-A	120,505	168.10	20,256,890.50	
	スウェーデンクローネ 小計	120,505		20,256,890.50 (272,657,746)	
デンマーククローネ	NOVO NORDISK A/S-B	30,920	839.70	25,963,524.00	
	デンマーククローネ 小計	30,920		25,963,524.00 (488,633,521)	
インドネシアルピア	BANK RAKYAT INDONESIA PERSER	4,455,400	4,310.00	19,202,774,000.00	
	インドネシアルピア 小計	4,455,400		19,202,774,000.00 (176,665,520)	
メキシコペソ	WALMART DE MEXICO SAB DE CV	341,333	72.60	24,780,775.80	
	メキシコペソ 小計	341,333		24,780,775.80 (164,774,812)	
ニュー台湾ドル	MEDIATEK INC	88,000	716.00	63,008,000.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	177,000	501.00	88,677,000.00	
	ニュー台湾ドル 小計	265,000		151,685,000.00 (696,264,487)	
ユーロ	AIR LIQUIDE SA	13,105	128.74	1,687,137.70	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	18,179	125.40	2,279,646.60	
	RELX PLC	82,721	27.58	2,281,445.18	
	ESSILORLUXOTTICA	15,309	155.00	2,372,895.00	
	KERING	3,775	530.20	2,001,505.00	
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON	2,547	633.30	1,613,015.10	
	INDUSTRIA DE DISEÑO TEXTIL	115,860	24.75	2,867,535.00	
	SANOFI	38,122	97.72	3,725,281.84	
	KONINKLIJKE KPN NV	531,794	3.30	1,755,983.78	
	EDP-ENERGIAS DE PORTUGAL SA	602,942	4.62	2,790,415.57	
	ユーロ 小計	1,424,354		23,374,860.77 (3,275,519,239)	
	合 計	9,002,844		15,433,436,125 (15,433,436,125)	

(注1)通貨の種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式時価比率	有価証券の合計金額に対する比率
アメリカドル	株式 23銘柄	100.00%	48.26%
イギリスポンド	株式 7銘柄	100.00%	15.91%
イスイスフラン	株式 1銘柄	100.00%	1.91%
シンガポールドル	株式 1銘柄	100.00%	1.03%
スウェーデンクローネ	株式 1銘柄	100.00%	1.77%
デンマーククローネ	株式 1銘柄	100.00%	3.17%
インドネシアルピア	株式 1銘柄	100.00%	1.14%
メキシコペソ	株式 1銘柄	100.00%	1.07%
ニュー台湾ドル	株式 2銘柄	100.00%	4.51%
ユーロ	株式 10銘柄	100.00%	21.22%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

[令和4年 7月22日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	1,478,907,661
コール・ローン	398,331,318
国債証券	45,416,582,253
特殊債券	1,160,219,670
社債券	150,928,258
未収利息	251,448,846
前払費用	85,902,514
流動資産合計	48,942,320,520
資産合計	48,942,320,520
負債の部	
流動負債	
未払解約金	265,358,748
未払利息	97
流動負債合計	265,358,845

[令和4年7月22日現在]

負債合計	265,358,845
純資産の部	
元本等	
元本	13,933,015,329
剰余金	
剰余金又は欠損金()	34,743,946,346
元本等合計	48,676,961,675
純資産合計	48,676,961,675
負債純資産合計	48,942,320,520

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和4年7月22日現在]
1. 期首	令和3年7月27日
期首元本額	14,441,336,174円
期中追加設定元本額	1,306,474,711円
期中一部解約元本額	1,814,795,556円
元本の内訳	
三菱UFJ バランスインカムオープン(毎月決算型)	3,087,701,533円
三菱UFJ DC金利運動アロケーション型バランスファンド	601,303,766円
三菱UFJ ライフプラン 25	26,042,691円
三菱UFJ ライフプラン 50	57,530,656円
三菱UFJ ライフプラン 75	17,107,694円
三菱UFJ 海外債券オープン	4,501,020,093円
三菱UFJ 海外債券オープン(3ヵ月決算型)	3,530,758,556円
三菱UFJ ライフプラン 50VA(適格機関投資家限定)	16,305,943円
三菱UFJ 海外債券オープンVA(適格機関投資家限定)	52,998,870円

	[令和4年7月22日現在]
三菱UFJ 世界バランスファンド 25VA(適格機関投資家限定)	37,351,549円
三菱UFJ 世界バランスファンド 50VA(適格機関投資家限定)	133,916,349円
三菱UFJ国際 海外債券オープン(適格機関投資家限定)	1,720,519,181円
三菱UFJ グローバルバランス(積極型)	26,953,152円
三菱UFJ グローバルバランス(安定型)	18,824,250円
三菱UFJ グローバルバランスVA	876,054円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド(安定型)	6,437,516円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド(安定成長型)	4,467,292円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド(成長型)	2,696,113円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド(積極型)	2,147,914円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2030	947,015円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2040	881,222円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド(安定型)	6,000,698円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド(安定成長型)	12,095,459円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド(成長型)	7,342,995円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド(積極型)	3,395,638円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2030	9,940,492円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2040	9,897,230円
三菱UFJ <DC>グローバルバランス 20型	7,434,037円
三菱UFJ <DC>グローバルバランス 40型	12,748,742円
三菱UFJ <DC>グローバルバランス 60型	17,372,629円
合計	13,933,015,329円
2. 受益権の総数	13,933,015,329口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和3年 7月27日 至 令和4年 7月22日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に 係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用してあります。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。

区分	自 令和 3年 7月27日 至 令和 4年 7月22日
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンデのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 4年 7月22日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[令和 4年 7月22日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	3,238,392,228
特殊債券	147,940,437
社債券	14,993,415
合計	3,401,326,080

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

		[令和4年7月22日現在]
1口当たり純資産額		3,4936円
(1万口当たり純資産額)		(34,936円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位:円)

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
アメリカ ドル	国債証券	0.125 T-NOTE 230915	13,000,000.00	12,561,250.00	
		1.625 T-NOTE 260215	17,000,000.00	16,168,593.75	
		1.75 T-NOTE 230515	7,000,000.00	6,925,625.00	
		1.875 T-BOND 510215	3,500,000.00	2,674,492.18	
		1.875 T-NOTE 290228	18,000,000.00	16,810,312.50	
		2 T-BOND 500215	500,000.00	394,843.75	
		2 T-NOTE 221031	11,000,000.00	10,983,671.87	
		2 T-NOTE 250815	19,000,000.00	18,389,921.87	
		2.75 T-NOTE 240215	13,500,000.00	13,426,171.87	
		2.875 T-BOND 490515	200,000.00	189,593.75	
		2.875 T-BOND 520515	19,500,000.00	18,756,562.50	
		2.875 T-NOTE 280815	20,000,000.00	19,817,187.50	
		2.875 T-NOTE 320515	17,000,000.00	16,950,859.36	
		3.125 T-BOND 430215	7,500,000.00	7,210,546.87	
		3.125 T-BOND 440815	3,000,000.00	2,877,890.62	
		3.25 T-BOND 420515	5,000,000.00	4,941,406.25	
		3.875 T-BOND 400815	2,000,000.00	2,190,156.25	
		4.75 T-BOND 410215	5,000,000.00	6,124,609.37	
			181,700,000.00	177,393,695.26	

国債証券 小計			(24,363,250,107)	
特殊債券	0.875 IBRD 300514	10,000,000.00	8,447,791.40	
特殊債券 小計			8,447,791.40	
			(1,160,219,670)	
社債券	7 IBM CORP 251030	1,000,000.00	1,098,938.83	
社債券 小計			1,098,938.83	
			(150,928,258)	
アメリカドル合計			192,700,000.00	186,940,425.49
			(25,674,398,035)	
カナダドル	国債証券	0.25 CAN GOVT 230201	7,600,000.00	7,486,334.40
		1.5 CAN GOVT 260601	400,000.00	378,137.20
		2 CAN GOVT 280601	700,000.00	663,907.30
		2 CAN GOVT 511201	5,000,000.00	4,088,575.00
		2.25 CAN GOVT 290601	7,300,000.00	6,982,734.70
カナダドル合計			21,000,000.00	19,599,688.60
			(2,089,914,795)	
オーストラリアドル	国債証券	1.25 AUST GOVT 320521	3,500,000.00	2,831,499.58
		1.75 AUST GOVT 510621	5,600,000.00	3,614,097.64
オーストラリアドル合計			9,100,000.00	6,445,597.22
			(612,525,103)	
イギリスポンド	国債証券	1.25 GILT 411022	2,800,000.00	2,245,301.68
		1.25 GILT 510731	5,000,000.00	3,702,728.00
		1.75 GILT 490122	4,500,000.00	3,824,523.00
		4.25 GILT 551207	1,700,000.00	2,381,020.00
イギリスポンド合計			14,000,000.00	12,153,572.68
			(2,000,478,063)	
シンガポールドル	国債証券	1.625 SINGAPORGOV 310701	5,500,000.00	4,975,473.08
		2.375 SINGAPORGOV 250601	1,000,000.00	987,990.10
		2.75 SINGAPORGOT 460301	600,000.00	568,800.00
シンガポールドル合計			7,100,000.00	6,532,263.18
			(645,191,634)	
マレーシアリンギット	国債証券	3.885 MALAYSIAGOV 290815	4,000,000.00	3,962,174.68
		3.9 MALAYSIAGOV 261130	3,000,000.00	3,018,418.20
		4.935 MALAYSIAGOV 430930	2,600,000.00	2,663,151.66
マレーシアリンギット合計			9,600,000.00	9,643,744.54
			(297,493,124)	
スウェーデンクローネ	国債証券	0.125 SWD GOVT 310512	3,000,000.00	2,626,279.56
		1 SWD GOVT 261112	6,000,000.00	5,792,466.18
スウェーデンクローネ合計			9,000,000.00	8,418,745.74
			(113,316,317)	
ノルウェークローネ	国債証券	1.375 NORWE GOVT 300819	2,000,000.00	1,772,096.00
		1.5 NORWE GOVT 260219	8,500,000.00	8,087,367.50

		2.125 NORWE GOVT 320518	1,500,000.00	1,388,850.00	
ノルウェークローネ合計			12,000,000.00	11,248,313.50	(155,226,726)
メキシコペソ	国債証券	10 MEXICAN BONOS 241205	15,000,000.00	15,089,716.50	
		7.5 MEXICAN BONOS 270603	10,000,000.00	9,329,053.40	
		7.75 MEXICAN BONO 310529	10,000,000.00	9,182,750.00	
		8.5 MEXICAN BONOS 290531	70,000,000.00	67,748,213.40	
		8.5 MEXICAN BONOS 381118	20,000,000.00	18,682,670.80	
メキシコペソ合計			125,000,000.00	120,032,404.10	(798,131,464)
イスラエルシェケル	国債証券	0.75 ISRAEL FIXED 220731	1,000,000.00	1,007,300.00	
		1 ISRAEL FIXED BO 300331	5,000,000.00	4,512,500.00	
イスラエルシェケル合計			6,000,000.00	5,519,800.00	(220,429,901)
ポーランドズロチ	国債証券	2.5 POLAND 240425	4,200,000.00	3,892,644.00	
		2.75 POLAND 291025	3,500,000.00	2,816,275.00	
ポーランドズロチ合計			7,700,000.00	6,708,919.00	(197,554,854)
中国元	国債証券	2.28 CHINA GOVT 240317	16,000,000.00	16,028,640.00	
		2.69 CHINA GOVT 260812	19,000,000.00	19,140,125.00	
		2.89 CHINA GOVT 311118	10,000,000.00	10,061,171.00	
		2.91 CHINA GOVT 281014	5,000,000.00	5,060,225.00	
		3.02 CHINA GOVT 310527	30,000,000.00	30,481,650.00	
		3.53 CHINA GOVT 511018	6,000,000.00	6,264,600.00	
中国元合計			86,000,000.00	87,036,411.00	(1,766,316,924)
ユーロ	国債証券	0 BUND 520815	4,000,000.00	2,649,027.20	
		0 ITALY GOVT 260401	12,300,000.00	11,222,901.30	
		0 O.A.T 270225	3,000,000.00	2,837,364.00	
		0 O.A.T 311125	2,000,000.00	1,715,612.00	
		0 O.A.T 320525	16,000,000.00	13,528,224.00	
		0 OBL 270416	3,000,000.00	2,873,541.00	
		0.2 IRISH GOVT 301018	1,000,000.00	891,956.00	
		0.25 ITALY GOVT 280315	1,500,000.00	1,291,500.00	
		0.25 NETH GOVT 290715	3,000,000.00	2,783,865.00	
		0.4 IRISH GOVT 350515	400,000.00	327,953.20	
		0.5 NETH GOVT 320715	3,000,000.00	2,715,567.00	
		0.9 BEL GOVT 290622	2,800,000.00	2,698,959.20	
		1 BEL GOVT 310622	3,000,000.00	2,839,140.00	
		1 SPAIN GOVT 501031	2,500,000.00	1,599,517.50	
		1.1 IRISH GOVT 290515	1,400,000.00	1,367,786.00	
		1.25 O.A.T 360525	6,000,000.00	5,435,700.00	

1.5 IRISH GOVT 500515	100,000.00	83,068.60
1.6 BEL GOVT 470622	400,000.00	338,688.40
1.7 BEL GOVT 500622	400,000.00	340,591.20
1.7 ITALY GOVT 510901	3,000,000.00	2,002,110.00
1.75 ITALY GOVT 240701	7,900,000.00	7,879,112.40
1.85 ITALY GOVT 240515	1,000,000.00	1,001,174.00
1.95 SPAIN GOVT 260430	1,000,000.00	1,015,562.00
2.35 SPAIN GOVT 330730	6,000,000.00	5,956,278.00
2.45 ITALY GOVT 500901	4,600,000.00	3,652,285.00
3.25 BUND 420704	1,000,000.00	1,327,378.00
4.9 SPAIN GOVT 400730	400,000.00	525,154.00
5.9 SPAIN GOVT 260730	5,000,000.00	5,853,380.00
ユーロ合計	95,700,000.00	86,753,395.00 (12,156,753,241)
合計		46,727,730,181 (46,727,730,181)

(注1)通貨の種類ごとの小計 / 合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券時価比率	有価証券の合計金額に対する比率
アメリカドル	国債証券 18銘柄	94.89%	52.14%
	特殊債券 1銘柄	4.52%	2.48%
	社債券 1銘柄	0.59%	0.32%
カナダドル	国債証券 5銘柄	100.00%	4.47%
オーストラリアドル	国債証券 2銘柄	100.00%	1.31%
イギリスポンド	国債証券 4銘柄	100.00%	4.28%
シンガポールドル	国債証券 3銘柄	100.00%	1.38%
マレーシアリングット	国債証券 3銘柄	100.00%	0.64%
スウェーデンクローネ	国債証券 2銘柄	100.00%	0.24%
ノルウェークローネ	国債証券 3銘柄	100.00%	0.33%
メキシコペソ	国債証券 5銘柄	100.00%	1.71%
イスラエルシェケル	国債証券 2銘柄	100.00%	0.47%
ポーランドズロチ	国債証券 2銘柄	100.00%	0.42%
中国元	国債証券 6銘柄	100.00%	3.78%
ユーロ	国債証券 28銘柄	100.00%	26.02%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【三菱UFJ グローバルバランス(積極型)】

【純資産額計算書】

令和4年 7月29日現在

(単位:円)

資産総額	950,669,624
負債総額	2,780,198
純資産総額(-)	947,889,426
発行済口数	802,534,418口
1口当たり純資産価額(/)	1.1811
(10,000口当たり)	(11,811)

【三菱UFJ グローバルバランス(安定型)】

【純資産額計算書】

令和4年 7月29日現在

(単位:円)

資産総額	739,993,016
負債総額	252,953
純資産総額(-)	739,740,063
発行済口数	642,005,224口
1口当たり純資産価額(/)	1.1522
(10,000口当たり)	(11,522)

(参考)

日本株式マザーファンド

純資産額計算書

令和4年 7月29日現在

(単位:円)

資産総額	2,714,669,603
負債総額	41,936,708
純資産総額(-)	2,672,732,895
発行済口数	599,653,398口

1口当たり純資産価額(/)	4.4571
(10,000口当たり)	(44,571)

日本債券マザーファンド

純資産額計算書

令和4年7月29日現在

(単位:円)

資産総額	9,006,462,308
負債総額	2,737,188
純資産総額(-)	9,003,725,120
発行済口数	6,177,807,130口
1口当たり純資産価額(/)	1.4574
(10,000口当たり)	(14,574)

外国株式マザーファンド

純資産額計算書

令和4年7月29日現在

(単位:円)

資産総額	15,877,803,384
負債総額	118,684,908
純資産総額(-)	15,759,118,476
発行済口数	4,222,994,124口
1口当たり純資産価額(/)	3.7317
(10,000口当たり)	(37,317)

三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド

純資産額計算書

令和4年7月29日現在

(単位:円)

資産総額	49,214,062,402
負債総額	507,991,406
純資産総額(-)	48,706,070,996
発行済口数	13,950,806,623口
1口当たり純資産価額(/)	3.4913

(10,000口当たり)	(34,913)
--------------	----------

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3)譲渡制限の内容

該当事項はありません。

(4)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6)質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受け付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2022年7月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信

託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2022年7月29日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	899	20,193,882
追加型公社債投資信託	16	1,402,272
単位型株式投資信託	95	483,049
単位型公社債投資信託	52	161,964
合計	1,062	22,241,167

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（1）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（2）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度（自令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

（単位：千円）

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
（資産の部）		
流動資産		
現金及び預金	2 56,803,388	2 51,593,362
有価証券	2,001	293,326
前払費用	598,135	645,109
未収入金	31,359	61,092
未収委託者報酬	13,216,357	15,750,264

未収収益	2	662,230	2	783,790
金銭の信託		2,300,000		8,401,300
その他		269,506		295,584
流動資産合計		73,882,978		77,823,830

固定資産

有形固定資産				
建物	1	548,902	1	391,042
器具備品	1	1,435,369	1	1,079,023
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		2,612,705		2,098,499
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,569,171		4,381,293
ソフトウェア仮勘定		1,895,190		1,581,652
無形固定資産合計		5,480,184		5,978,768
投資その他の資産				
投資有価証券		18,616,670		16,803,642
関係会社株式		320,136		159,536
投資不動産	1	814,684	1	810,684
長期差入保証金		538,497		524,244
前払年金費用		258,835		189,708
繰延税金資産		916,962		982,406
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		23,600		23,600
投資その他の資産合計		21,487,417		19,491,852
固定資産合計		29,580,307		27,569,120
資産合計		103,463,286		105,392,950

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	533,622	565,222
未払金		
未払収益分配金	158,856	197,334
未払償還金	133,877	7,418
未払手数料	2 5,200,810	2 6,423,139
その他未払金	2 4,412,521	2 4,565,457
未払費用	2 4,755,909	2 4,328,968
未払消費税等	752,617	1,112,923
未払法人税等	873,027	769,692
賞与引当金	933,381	942,287
役員賞与引当金	160,710	149,028
その他	691,143	5,517
流動負債合計	18,606,476	19,066,990

固定負債

長期未払金	21,600	10,800
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
役員退職慰労引当金	117,938	117,938
時効後支払損引当金	245,426	250,214
固定負債合計	1,530,479	1,625,252
負債合計	20,136,956	20,692,243

(純資産の部)

株主資本

資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	26,951,289	29,000,498
利益剰余金合計	34,291,879	36,341,088
株主資本合計	81,024,723	83,073,932

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,301,606	1,626,775
評価・換算差額等合計	2,301,606	1,626,775
純資産合計	83,326,329	84,700,707
負債純資産合計	103,463,286	105,392,950

(2)【損益計算書】

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	67,963,712	79,977,953
投資顧問料	2,443,980	2,711,169
その他営業収益	21,613	13,459
営業収益合計	70,429,306	82,702,582
営業費用		
支払手数料	2	26,689,896
	2	31,644,834

広告宣伝費	668,150	720,785
公告費	250	500
調査費		
調査費	2,077,942	2,430,158
委託調査費	12,035,954	14,557,009
事務委託費	798,528	1,450,062
営業雑経費		
通信費	296,490	138,868
印刷費	378,180	379,428
協会費	51,841	49,590
諸会費	16,613	17,729
事務機器関連費	1,977,769	2,172,978
その他営業雑経費	8,391	649
営業費用合計	45,000,009	53,562,596
一般管理費		
給料		
役員報酬	352,879	414,260
給料・手当	6,461,546	6,496,233
賞与引当金繰入	933,381	942,287
役員賞与引当金繰入	160,710	149,028
福利厚生費	1,272,568	1,282,310
交際費	2,721	4,874
旅費交通費	22,768	21,698
租税公課	402,939	430,233
不動産賃借料	666,331	724,961
退職給付費用	481,135	494,615
役員退職慰労引当金繰入	11,763	-
固定資産減価償却費	1,358,911	2,249,287
諸経費	413,538	379,054
一般管理費合計	12,541,193	13,588,846
営業利益	12,888,103	15,551,139

(単位：千円)

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	170,807	243,133
受取利息	2,726	7,408
投資有価証券償還益	81,557	1,089,101
収益分配金等時効完成分	275,835	137,485
受取賃貸料	65,808	65,808
その他	12,504	36,211
営業外収益合計	609,239	1,579,148
営業外費用		
投資有価証券償還損	95,946	3,074
時効後支払損引当金繰入	16,395	16,548
事務過誤費		76,076
賃貸関連費用	13,472	15,780

その他	2,932	7,585
営業外費用合計	128,747	119,066
経常利益	13,368,595	17,011,221
特別利益		
投資有価証券売却益	2,007,655	605,706
特別利益合計	2,007,655	605,706
特別損失		
投資有価証券売却損	51,737	28,188
投資有価証券評価損	26,317	36,558
固定資産除却損	1 536	1 13,094
特別損失合計	78,591	77,840
税引前当期純利益	15,297,659	17,539,087
法人税、住民税及び事業税	2 4,755,427	2 5,366,608
法人税等調整額	19,122	22,446
法人税等合計	4,736,304	5,389,054
当期純利益	10,561,354	12,150,032

(3)【株主資本等変動計算書】

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本								株主資本合計	
	資本剰余金			利益剰余金						
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039	
当期変動額										
剩余金の配当							9,457,670	9,457,670	9,457,670	
当期純利益							10,561,354	10,561,354	10,561,354	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計							1,103,684	1,103,684	1,103,684	
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当期変動額			
剩余金の配当			9,457,670
当期純利益			10,561,354
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,299,791	2,299,791	2,299,791
当期変動額合計	2,299,791	2,299,791	3,403,475
当期末残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329

第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本			
	資本剰余金		利益剰余金	
			その他利益剰余金	

	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723
会計方針の変更による累積的影響額							475,687	475,687	475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,426,976	34,767,566	81,500,410
当期変動額									
剰余金の配当							10,576,511	10,576,511	10,576,511
当期純利益							12,150,032	12,150,032	12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計							1,573,521	1,573,521	1,573,521
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329
会計方針の変更による累積的影響額			475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,802,017
当期変動額			
剰余金の配当			10,576,511
当期純利益			12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	674,831	674,831	674,831
当期変動額合計	674,831	674,831	898,690
当期末残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

投資不動産 3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採

用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(2) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 令和2年3月31日）により「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取り扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 令和3年8月12日）を適用する予定であります。

(会計方針の変更)

(1)収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、流動負債のその他は484,886千円減少、繰延税金資産は148,472千円減少、繰越利益剰余金は336,414千円増加しております。

当事業年度の損益計算書は、委託者報酬、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ200,739千円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は475,687千円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(2)時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしたしました。なお、時価算定会計基準等の適用による、財務諸表への影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしたしました。

(未適用の会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)

(1)概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号)の令和3年6月17日の改正は、令和元年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2)適用予定期

令和5年3月期の期首より適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
建物	643,920千円	805,250千円
器具備品	1,545,179千円	2,054,366千円
投資不動産	151,833千円	157,995千円

2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるもののは次の通りであります。

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
預金	40,328,414千円	43,782,913千円
未収収益	14,138千円	13,741千円

未払手数料	772,495千円	836,105千円
その他未払金	3,425,136千円	3,887,520千円
未払費用	349,222千円	337,847千円

(損益計算書関係)

1. 固定資産除却損の内訳

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
建物	-	2,599千円
器具備品	536千円	10,495千円
計	536千円	13,094千円

2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
支払手数料	5,128,270千円	5,153,589千円
受取利息	143千円	7,377千円
受取賃貸料	65,808千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,492,898千円	4,062,765千円

(株主資本等変動計算書関係)

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日
効力発生日	令和2年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	49,988円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月29日

第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581

合計	211,581	-	-	211,581
----	---------	---	---	---------

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
1株当たり配当額	49,988円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月29日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和4年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額	6,075,125千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	28,713円
基準日	令和4年3月31日
効力発生日	令和4年6月29日

(リース取引関係)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
1年内	709,808千円	709,808千円
1年超	709,808千円	414,054千円
合計	1,419,616千円	1,123,863千円

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託(合同運用指定金銭信託)で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません(注2参照)。

第36期(令和3年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 有価証券	2,001	2,001	-
(2) 金銭の信託	2,300,000	2,300,000	-
(3) 投資有価証券	18,585,310	18,585,310	-
資産計	20,887,311	20,887,311	-

(注1)「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式(前事業年度の貸借対照表計上額31,360千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式(前事業年度の貸借対照表計上額 子会社株式160,600千

円 関連会社株式159,536千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載してありません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第36期(令和3年3月31日現在)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,803,388	-	-	-
金銭の信託	2,300,000	-	-	-
未収委託者報酬	13,216,357	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398
合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398

第37期(令和4年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 有価証券	293,326	293,326	-
(2) 金銭の信託	8,401,300	8,401,300	-
(3) 投資有価証券	16,772,282	16,772,282	-
資産計	25,466,909	25,466,909	-

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

非上場株式(当事業年度の貸借対照表計上額31,360千円)は、市場価格がないため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

また、関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額 関連会社株式159,536千円)は、市場価格がないため、記載していません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第37期(令和4年3月31日現在)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	51,593,362	-	-	-
金銭の信託	8,401,300	-	-	-
未収委託者報酬	15,750,264	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	293,326	6,911,464	3,695,585	-
合計	76,038,253	6,911,464	3,695,585	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される

当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価

の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

なお、財務諸表等規則附則（令和3年9月24日内閣府令第9号）に基づく経過措置を適用した投資信託（貸借対照表計上額 有価証券 293,326千円、投資有価証券16,772,282千円）は、次表には含めておりません。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	-	8,401,300	-	8,401,300
資産計	-	8,401,300	-	8,401,300

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度の子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

また、当事業年度の関連会社株式（貸借対照表計上額は関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第36期(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,076,354	6,207,447	131,093
	小計	6,076,354	6,207,447	131,093
合計		20,887,311	17,569,919	3,317,392

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は2,300,000千円、取得原価は2,300,000千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

第37期(令和4年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	19,193,250	16,560,340	2,632,910
	小計	19,193,250	16,560,340	2,632,910
貸借対照表計上	株式	-	-	-

額が取得原価を超えないもの	債券	-	-	-
	その他	6,273,658	6,561,836	288,177
	小計	6,273,658	6,561,836	288,177
合計		25,466,909	23,122,176	2,344,732

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は8,401,300千円、取得原価は8,400,000千円)を含めてあります。

非上場株式(貸借対照表計上額は31,360千円)は、市場価格がないため、含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	5,747,529	2,007,655	51,737
合計	5,747,529	2,007,655	51,737

第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	4,164,921	605,706	28,188
合計	4,164,921	605,706	28,188

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について26,317千円(その他有価証券のその他26,317千円)減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について36,558千円(その他有価証券のその他36,558千円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度(積立型制度)及び退職一時金制度(非積立型制度)を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
	退職給付債務の期首残高	3,718,736 千円
	勤務費用	203,106
利息費用	19,110	21,549
数理計算上の差異の発生額	18,826	46,069
退職給付の支払額	192,890	179,650
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	3,729,235	3,723,521

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
--	-------------------------------------	-------------------------------------

年金資産の期首残高	2,460,824 千円	2,649,846 千円
期待運用収益	44,130	47,588
数理計算上の差異の 発生額	304,281	1,824
事業主からの拠出額	-	-
退職給付の支払額	159,390	115,331
年金資産の期末残高	2,649,846	2,583,927

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,810,893 千円	2,675,015 千円
年金資産	2,649,846	2,583,927
	161,046	91,087
非積立型制度の退職給付債 務	918,342	1,048,506
未積立退職給付債務	1,079,388	1,139,593
未認識数理計算上の差異	161,333	205,679
未認識過去勤務費用	354,043	288,681
貸借対照表に計上された負 債と資産の純額	886,678	1,056,591
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
前払年金費用	258,835	189,708
貸借対照表に計上された負 債と資産の純額	886,678	1,056,591

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
勤務費用	203,106 千円	198,457 千円
利息費用	19,110	21,549
期待運用収益	44,130	47,588
数理計算上の差異の 費用処理額	41,361	3,547
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	44,446	109,013
確定給付制度に係る 退職給付費用	329,255	343,245

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
債券	62.7 %	62.0 %
株式	35.4	36.3
その他	1.9	1.7
合計	100	100

長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
割引率	0.051 ~ 0.59%	0.078 ~ 0.72%
長期期待運用收益率	1.5 ~ 1.8%	1.5 ~ 1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度151,880千円、当事業年度151,370千円であります。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	418,394千円	410,082千円
投資有価証券評価損	188,859	65,490
未払事業税	180,263	165,702
賞与引当金	285,801	288,528
役員賞与引当金	25,472	25,799
役員退職慰労引当金	36,112	36,112
退職給付引当金	350,756	381,617
減価償却超過額	68,024	145,316
委託者報酬	209,938	-
長期差入保証金	48,639	52,869
時効後支払損引当金	75,149	76,615
連結納税適用による時価評価	38,873	35,311
その他	87,023	76,257
繰延税金資産 小計	2,013,308	1,759,702
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,013,308	1,759,702
繰延税金負債		
前払年金費用	79,225	58,088
連結納税適用による時価評価	1,203	1,149
その他有価証券評価差額金	1,015,785	717,957
その他	101	101
繰延税金負債 合計	1,096,346	777,296
繰延税金資産の純額	916,962	982,406

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第36期(令和3年3月31日現在)及び第37期(令和4年3月31日現在)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(収益認識関係)

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な

要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針)の6.収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係 並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)及び第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)及び第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,492,898 千円	その他未払金	3,425,136 千円
親	三菱UFJ 信託銀行株	東京都 千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,128,270 千円	未払手数料	772,495 千円

会社					投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	523,327 千円	未払費用	290,120 千円
----	--	--	--	--	----------------	---------------	---------------	------	---------------

第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	株三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	4,062,765 千円	その他未払金	3,887,520 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,153,589 千円	未払手数料	836,105 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	499,388 千円	未払費用	272,264 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。
2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
同一の親会社を持つ会社	株三菱UFJ 銀行	東京都 千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注1)	3,729,785 千円	未払手数料	764,501 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券(株)	東京都 千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注1)	5,655,482 千円	未払手数料	1,193,245 千円

第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
同一の親会社を持つ会社	株三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,097,951千円	未払手数料	838,058千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	7,025,984千円	未払手数料	1,319,958千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

三菱UFJ信託銀行株式会社(非上場)

(1株当たり情報)

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1株当たり純資産額	393,827.09円	400,322.84円
1株当たり当期純利益金額	49,916.36円	57,424.97円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号令和2年3月31日)等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額は2,248.25円増加し、1株当たり純利益金額は658.24円減少しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
当期純利益金額(千円)	10,561,354	12,150,032
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	10,561,354	12,150,032
普通株式の期中平均株式数(株)	211,581	211,581

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額：324,279百万円(2022年3月末現在)

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (2022年3月末現在)	事業の内容
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社北都銀行	12,500 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社七十七銀行	24,658 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社池田泉州銀行	61,385 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社山口銀行	10,005 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社沖縄銀行	22,725 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社北九州銀行	10,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

七十七証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	17,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ワイエム証券株式会社	1,270 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) 再委託先

名称：ブラックロック・インベストメント・マネジメント(ＵＫ)リミテッド

資本金の額：94百万英ポンド（2022年6月末現在）

事業の内容：投資運用業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

(2) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

(3) 再委託先：委託会社から外国株式マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受け、運用の指図を行います。

3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2022年7月末現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【その他】

(1) 目論見書の表紙にロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、また使用開始日、ファンドの形態、申込みに係る事項、ファンド専用サイトのアドレス、ファンドの管理番号などを記載することができます。

(2) 投資信託説明書（交付目論見書）に、以下の趣旨の文言の全部または一部および有価証券届出書の主要内容を記載することができます。

- ・ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- ・本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。
- ・ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ・ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- ・請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。（請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいいたします。）
- ・有価証券届出書の効力の発生の有無については、委託会社のホームページにて確認いただけます。効力が発生するまでに、本書の記載内容が訂正される場合があります。

(3) 投資信託説明書（請求目論見書）に信託約款を掲載します。

(4) 目論見書は電磁的方法により提供されるほか、インターネット、電子媒体等に掲載されることがあります。

- (5) 投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- (6) 目論見書は「投資信託説明書」を別称として使用します。
- (7) 目論見書に委託会社のホームページアドレス等を掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨のご案内を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

令和4年6月10日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 青木 裕晃

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 伊藤 鉄也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和4年9月28日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJグローバルバランス（積極型）の令和3年7月27日から令和4年7月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJグローバルバランス（積極型）の令和4年7月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和4年9月28日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJグローバルバランス（安定型）の令和3年7月27日から令和4年7月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJグローバルバランス（安定型）の令和4年7月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。